

厚岸町議会 平成25年度各会計予算審査特別委員会会議録

平成25年 3 月13日

午前10時00分開会

- 委員長（佐藤委員） ただいまから、平成25年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

初めに、議案第1号 平成25年度厚岸町一般会計予算を議題とし、審査を進めてまいります。

9番、南谷委員。

- 南谷委員 議事進行で、申しわけないんですけど、資料要求のお願いしたいんですが、教育委員会のほうにお願いをしたいと思います。情報館の本の貸し出し状況、それから利用者数、それから施設の利用状況、それから図書、資料も入ると思うんですけども、購入状況、10年前くらいがどうだったのかと、この二、三年のそれぞれの資料がいただければなと思いますが、いかがでしょう。

- 委員長（佐藤委員） 生涯学習課長。

- 生涯学習課長（桂川課長） 歳出のときまでに資料をそろえさせていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

- 委員長（佐藤委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

- 委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

- 室崎委員 補正のときにも議論がありましたが、病院の会計が非常に今回よくなったわけですね。補正のときに明確になってきていましたね。それで、その状況と。

それから、その分の、いわば町の負担が減ったということでしょうか、老健というのは介護保険の適用になりますよね。それで、まず、病院の事業としても、老健というものが入ってきていますので、そこでどのような状況になっているか。

それからもう一つは、町全体で考えますと、介護保険のための負担というものが、老健ができたことによって、恐らく増えてきているのではないかというふうに思われますので、その部分。

それから、介護保険料を町民の負担というものも、そういういわゆる施設ができることによって増えてきてますので、今回、老健ができることによって、いわば町立病院の会計では荷物が減ったんですが、その荷物はなくなったわけじゃなくて、いろいろなど

ころに分散されてきているわけですね。その全体がわかる資料をお願いしたいということなんです。よろしくお願いします。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 保健福祉課のほうで介護保険の部分の資料を準備させていただくことになると思いますけれども、ご確認したいんですけれども、老健ができたことによって、例えばホームヘルプサービスの利用が変わったりですとか、そこら辺の影響をちょっとまだ十分につかんでいない部分があるんですけれども、どういう形で……。（「概算で。そんな細かい話はいいいです」の声あり）わかりました。準備させていただきます。

●委員長（佐藤委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 病院につきましては、老健と病院会計との負担の移動といえますか、どういうふうに移ったかという考え方でよろしいでしょうか、これでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 進めます。

初めに、議案第1号 平成25年度厚岸町一般会計予算を議題とし、審査を進めてまいります。

予算書1ページ、第1条、歳入歳出予算から審査を進めまいります。

30ページ、事項別明細書をお開き願います。

32ページの歳入から進めます。

進め方は、款項目により進めてまいります。

32ページ、歳入。1款町税、1項町民税、1目個人。

10番、谷口委員。

●谷口委員 今回、町民税全般を見ますと2億2,000万円ですか、それで、個人、法人あわせて質問したいんですけれど、よろしいでしょうか。

それで、ことは0.93、去年は0.92を掛けたんですけれど、これはどういう意味なのか、お聞きしたいというふうに思います。法人は0.95が0.98になって、これは上がっているのだな。そのあたり教えていただきたいと。

それからもう一つは、均等割等でお伺いしたいんですが、課税対象者数というか、これは増えているのか減っているのか、その点、まずお伺いをいたします。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） まず、予算計上上の収納率の見方でございます。ご質問者がおっしゃられるように、前年度は、普通徴収の部分で0.92という率でございました。これは、前年度、平成24年度ですから、平成23年度の途中の収納状況を勘案しながら、高目にならないように、抑えぎみに計上させていただいておりました。

そこで、今年度も24年度の収納状況を勘案してどうなのかということを検討させていただいた結果、まず、23年度については、決算でも申し上げましたが、22年度よりもいい収納率が達成できた。引き続き24年度につきましても同じ状況が、傾向が続いているという状況でございまして、ここで0.01ポイント積み上げても収納の確保は図られるのではないかと想定のもとで計上させていただきました。

同じように、法人についても同じような理由でもって上げさせていただいたという状況でございます。

それから、納税義務者の数でございますが、これにつきましては、残念ながら、いわゆる町の人口が減少しているのと同じように、働いている人の数自体も少しずつ減っているということもあるんだと思います。それで、納税義務者の数も、23年度と24年度を比較いたしまして、その数が減っております。それで、その数は1.2ポイントくらい下がっております。それを、大体25年度についても同じぐらいの減少率があるのではないかと想定のもとで、今回はその数を計上させていただいているということです。これ自体はまだ確定した数字ではございませんので、これまでの傾向をもとにして、こう言った数字でもって計上させていただいているということでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 収納率がここ一、二年を見ると、思ったよりはちょっと上の水準で納税されているということから、0.01ポイント上げたということになるのかなというふうに思うんですが、それで、ことしの、言ってみれば、これも景気の動向ですよね。厚岸の場合は、特に、ここ出てくるのは、一般サラリーマンもそうですけれど、日雇いだとか、あるいは魚のほうの漁不良があれば、それによっても非常に影響を受けることになるのではないのかなというふうに私は思うんですが、そのあたりで、この程度に見たということなんですが、課税対象者の1.2ポイントとぐらいの減少があるというような説明なんですが、これは人数にするとどのぐらいなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 納税義務者の減少の数でございますが、平成23年度は3,248人でした。これが24年度の現在課税ベースでは3,209人ということでございまして、39人の減ということでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、人口も相当、今、減ってきていますよね。何年か前まで1万2,000

人をキープできればなんなんという話をしていたのが、もう1万人を維持するということに今きつとなっているのかなというふうに思うんですけど、そうすると、大体40人ぐらいつつ、ペースは今のところ減っているというように考えていいんでしょうか。ここ何年間のペースを見ると。それとも、いやいや、そんなんじゃなくて、去年は39人だけ、その前は10人台でしたよというようなペースなんんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） これは決算委員会の中でも答弁した記憶がございますが、今、手元に、ずっとさかのぼっての数字はないんですけど、少しずつ納税義務者の数というのは少なくなっている。わずかですけど、数十人ペースで少しずつ減少しているという状況にあると思います。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 ただ、数10人といっても、上の数10人と下の数10人では、20人から30人違うんですよね。そうすると、先ほど私が言ったように、先ほどは23年から24年にかけては39人減っているけれど、いやいや、その前は10人くらいのペースだったんですよということなのか、あるいはここ何年間で50人のときもあったし30人のときもあったし、20人のときもあったと、あるいは10人台だったというようなペースなのか、そのあたりが、もう少し詳しく教えていただきたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 休憩します。

午前10時14分休憩

午前10時18分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。
税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 貴重なお時間をいただきまして申しわけございません。

過去5年間の数字をちょっと、減少を、平均値を計算してまいりました。そうしたところ、平均値としては86人の、5年間での年間平均ということになります。86人でした。ということは、去年の落ち込みは、平均値からすると少なかったという状況にあります。新年度予算は、去年度の数値を見ておりますので、そのベースでという計上でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

- 谷口委員　ことし、景気よくなるかどうかは、盛んに景気よくなるという報道は、景気がよくなるというような報道がいっぱいありますけれど、果たしてこの地方では、そういう方向に行くのかどうかわかりませんが、ただ、公共事業等が若干増えるというふうになっていますよね、町の予算も含めて。

そうすると、こういう人口減少で、逆に今度心配になるのは、そういう仕事をこなしていけるのかなということが心配になるのと、それはそっちへ置いたおいたとしても。そういうことで収納率の向上が逆に期待できるというふうに見ているのかどうか、そのあたりはどうなんでしょうか。新年度予算ですから、国の新年度予算も含めて考えて、それが執行されていくことによって、収納率が向上するというふうに考えていいのかどうか、そのあたりお伺いをいたします。

- 委員長（佐藤委員）　税財政課長。

- 税財政課長（小島課長）　現在の収納の状況が新年度もキープできるかというご質問でございます。

現状の状況をまずご説明させていただきたいと思うんですけど、町税につきましては、今、2月末現在でありますけれど、昨年度とほぼ同率の現年度の収納率をほぼキープしてございます。

一方、同じく所得でもって計算されます国保税のほうなんですけど、こちらのほうが前年度よりも1.6ポイントほどふえてございます。傾向としては、3月まで国保税は納期でございますから、3月まで、どちらかという町民税よりも国保税のほうを優先して納められる方が多いという状況になります。

あと、町民税のほうは、4月、5月の出納整理期間がございまして、そちらのほうという方が割合としては、両方ある場合は、そういう傾向にあるということで、町民税は、これからもう少し収納確保できるんでないかなと、納めていただけるんでないかなというふうに思っています。

一方、滞繰のほうなんですけど、これも去年も数字的にはよかったんですが、町税のほう若干、200万円ほど減にはなっています。同月ベースでは。ただし、これも国保税のほう850万円ほど増額になっているということで、トータルで見ると、こちらのほうの収納状況もよいということで、これについても、国保のほうは先に納めるという方いらっしゃいますから、そうだとすると、全体としてはいい傾向が続いていると。いわゆる23年もよかったんですけど、24年度は、今の段階ではさらにいいという状況にございます。

我々も日々収納の状況を、町民の方々と接しながら、その感触を探っているわけですが、基本的に、今続いている予算が新年度も、上げ幅は0.1ポイントにさせていただきましたけれど、この程度は、皆様のご理解いただいた中で収納できるのではないかなという考えのもとに計上させていただいているところでございます。

- 委員長（佐藤委員）　よろしいですか。1目、他にございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2 目法人。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2 項、1 目固定資産税。
10番、谷口委員。

- 谷口委員 ここで伺いたいんですが、固定資産税は増えていますよね。それで、216 万円増えているんですけど、この中で見ますと、家屋がふえているんですよね。それで、最近見ますと、私の家の近くでは新築の家はないんですけど、あちこちで家はなくなっていっている。空き地がどんどん増えているのに、厚岸、結構新築の家がたくさんあって、こういうふうな状況になっているんでしょうか、それをちょっと教えてください。

- 委員長（佐藤委員） 税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） ご質問者のご質問の状況のとおりでございます。固定資産税の課税は、その年の1月1日を基準にいたしますので、24年の状況を申し上げますと、新增築、これが29軒ございました。一方、同じ場所に新築される方もいらっしゃいます。解体される物件もございますが、この解体の物件は20軒という状況でございましたので、比較的好調にこういった状況が課税額のほうにも反映されることはできるということで、家屋の分の増が、主に固定資産税の増に反映されているところでございます。

- 委員長（佐藤委員） よろしいですか。

(「はい」の声あり)

- 委員長（佐藤委員） 他に、1 目ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 進みます。
2 目国有資産等所在市町村交付金。
10番、谷口委員。

- 谷口委員 この国有資産等所在市町村交付金、これは何でしたか、正確にいきますと。

- 委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 国有資産等所在市町村交付金でございますが、これは、主に国及び北海道が持っている財産、これにつきましては、国、道、いわゆる公的な組織の中で、固定資産税の課税対象にはなっていないという物件が町内にあります。それを課税した場合、いわゆる建物としてはあるんだけど、国や道が持っていることによって、町は税収を得ることができないということで、それを課税上の計算と同じような計算のもとに、交付金という形で町に納めていただく、そういう性格のものでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、国や道ということになると、開発建設部の施設だとか、あるいは北大の臨海実験場があって、そこに職員がいたり、あるいは高校だとか、支庁の建物だとか、そういうものが含まれていて、それで、これは何か減ってしまって減になっているんですか、それとも評価額みたいのを計算して、下がっているというようなことから減になっているのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 下がっている理由につきましては、これ資産でございますので、その資産価値は毎年下がってくるという計算の中で求められるものでございまして、何か大きく減少の理由があるかという状況は、この年度に関してはございません。

あとは、資産として持っている対象でございますけれど、北海道財務局が持っている土地と、それから、北海道森林管理局が持っている財産と、それから、北海道が持っている財産ということになってございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、国は何もないんですか。道のものはこれに関係ない。入っているんですか。（発言の声あり）いや、わかっています。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 他に、2目ございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 進みます。

3項、1目軽自動車税。ございませんか。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 4 項、1 目たばこ税。

12 番、室崎委員。

●室崎委員 たばこ税の、新年度予算ですから、収入見込みということになるんでしょうけれども、ことは、比較すると、たばこ税が増えているんですね、当初予算で。ただ、どうなんでしょうね、本数で見た場合には、それも増やして見ているのかどうか、そのあたり、内容についてちょっとご説明をいただきたい。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） たばこ税につきましては、たばこの売り渡し本数に応じて課税されるということでございまして、本数が増えているのか、減っているかというご質問でございます。この数字につきましては、大体おおむね平均すると 5 % 前後の減がほとんどの年で見られます。ですから、今回につきましても、本数自体は約 5 % 減されるであろうという見込みのもとで計上しております。

一方、増額になっている部分はなぜかと申しますと、1 年前に税制改正がございまして、道税と市町村税の税率を道税のほうから市町村税のほうに移したということで、たばこ税自体の税額は変わらなかったんですけど、そういった税率の移譲があったという部分を加味して、増額計上になっているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 12 番、室崎委員。

●室崎委員 わかりました。それで、説明欄を見ますと、旧 3 級品以外というのが減ってきているんですね。そして、旧 3 級品というのが、むしろ去年より増えているんですね。このあたりももう少し説明してください。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 旧 3 級品が増えている現状にございます。これにつきましては、旧 3 級品というのは、たばこの値段が安いということと、それと税率も低いという状況にございます。銘柄的には、私、たばこ吸わないものですから、ちょっと記憶にないんですけど、「エコー」、「わかば」とか、そういう種類でございますけど、いわゆる税率がアップになったときに、いわゆる旧 3 級品以外になっていますけれども、そちらのほうは比較的高い値段のたばこになります。ですから、高い値段のたばこでなくて、安いほうのたばこを吸う人がふえているという現状が、税の納め方にも見てとれるんだなというふうに思っているところでございます。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。他に、1目ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 5項、1目特別土地保有税。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 6項、1目都市計画税。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2項、1目自動車重量譲与税。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3款、1項、1目利子割交付金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 4款、1項、1目配当割交付金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 5款、1項、1目株式等譲与所得割交付金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 6款、1項、1目地方消費税交付金。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 7款、1項、1目ゴルフ場利用税交付金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 8 款、1 項、1 目自動車取得税交付金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 9 款、1 項、1 目国有提供施設等所在市町村交付金。
10 番、谷口委員。

●谷口委員 これ矢臼別演習場ですよ。それで、増えたり減ったりしているんですけど、これも言ってみれば固定資産税のかわりにみたいなものだというような説明を受けていたように思うんですけど、今回134万5,000円も減っているんですよ。去年2万円増えたなと思ったら、ことしは134万5,000円減額と、これはどういう理由何ですか。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 国有提供施設等所在市町村交付金につきましては、毎年度当初予算につきましては、前年度の交付額と同額を計上させていただいております。それで、前年度2万円増えた計上は、さらに23年度の交付額2万円たことを理由に計上させていただきましたが、今年度につきましては、平成24年度の交付額が既に決定しておりまして、補正予算でも減額補正させていただいています。その額と同額を計上させていただいているということでございます。

ご質問者おっしゃられるように、これは、矢臼別の演習場をベースとして、固定資産税の代替措置ということで計上させていただいています。我々もそのつもりでお受けしているところでございますが、ここの場所の評価額自体は、山間部でございますからほとんど変わってございません。そういった中で減額されるというのは、我々にとっても非常に理解に苦しむところでございますが、国における予算の中での配分、全国にあるこういった基地の中での配分の中で、いわゆる固定資産の対象として見るのが10分の7、それ以外の事情に応じて交付されるのが10分の3とされているんですが、ただ、この固定資産の部分も、全体の額を案分して交付するという基準になっておりまして、固定資産税の課税ベースをそのままそっくり交付されるんだということにはなっていないことを根拠にして、いろいろな調整が行われているというふうに思われるところでございます。

我々もなぜこれが減額になったのかということ国に求めたわけですが、この部分については公開できないということで、そういう返答もいただいております。何とも歯がゆい思いをしているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 10 番、谷口委員。

●谷口委員 矢臼別の演習場なんですけれど、自衛隊の演習場ですよ。それで、海兵隊の155ミリについては、S A C O 関係で予算づけしていますよね。ところが、それ以外に、もうここ相当たつんですけど、日米共同訓練というのは必ず夏に行われているし、た

まに真冬にやることもあるんですけど、そういう自衛隊の訓練以外の訓練も非常に増えてきているということを考えると、やはり私はこの交付金については、一応決めたというか、ある程度の水準が常に維持されていくものではないのかなというのが、何かベールに包まれて、つかみ金で、ことしはこれだと。その理由は明らかにできないというのでは、私は非常に、自衛隊といえども余りにも透明性がないものではないのかなというふうに思うんですけど、これらについてもう少し明確にさせていただくように取り組んでいく考えはないのかどうか、町長にお伺いしたいんですが。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。私のご指名でございますので、お答えさせていただきたいと思いますが、自衛隊の基地交付金の関係であります、お話がございましたとおり、前年度比から0.1%減という登載でございます。

今、担当課長からお話ございましたけれども、減額についての内容等が不明確だというご指摘を受けたわけでありますので、今後、どういう内容でどうなのか、私も改めて確認をさせていただきたい。

そしてまた、基地という、いろいろな課題の多い土地でありますので、このことも絡めながらいろいろと対応してまいりたいと、そのように考えております。

●委員長（佐藤委員） 他に、1目ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 進みます。

10款、1項、1目地方特例交付金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 11款、1項、1目地方交付税。

10番、谷口委員。

●谷口委員 2,550万円の減ですよ。それで、新年度の交付税は、要するに地方公務員の給与を下げることを目的にして、一定の減額をしますよということだったと思うんですよ。下げれというか、国も下げたんだから地方も下げれと。だけれども、地方はもうその先を行って、今までずっと給与の自主的な減額措置をとってきていますよね。そういうことをやっているにもかかわらず、交付税が減額されるということは、地方にとっては非常に、余りにも屈辱的なことではないのかなというふうに考えるんですけど、そのあたりはどういうふうに捉えているのか、お伺いをしたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長）　ほぼ、ご質問者がおっしゃられると同じような感情も我々も持っているところでございます。厚岸町におきましては、平成17年度から、全道、全国の中でも先駆けて、早いほうだったと記憶しておりますけれど、しかも率は大幅な、10%減、しかも手当まではね返るということで、当時は、全道の市町村の中で、ラスパイレース指数の下から数えて2番目まで下がった経験もしております。それを、率は少しずつ圧縮してきましたけれど、5年間継続してきております。いわゆるこれは、理由としては、当時、地方交付税、特に普通交付税を大きく減額したと。いわゆる16年度の地財職というふうに呼ばれていますけれど、そのあたりから大幅な減額措置がとられてきたということ、厚岸町としては、先を見越した中で、そういった措置をして、厳しい財政環境を乗り切ってきたわけでございます。

それを、今までは人勧に基づく改定をもとにして、我々地方公務員の改定というのは、それに準拠するんだということに変えてきていたわけでございますけれど、今回の国の措置というのは、人勧に基づかないで、法律改正でもって行ったということでございます。国家公務員の給与削減をしているということでございます。

国のほうでは、それに倣って、地方にも公務員の給与カットを求めてきているわけでございますけれど、これは、いわば法律的には、技術的助言というレベルで、お願いというふうにはされておりますが、現実的には、質問者がおっしゃられるとおり、それに見合う分を普通交付税の算定の中で減額する準備が着々と進んでいるんだということでございます。本当にこういうことが起こる得るんだろうかと、今までない経験でございますので、我々もご質問者と同じ感情を持っているところでございます。

●委員長（佐藤委員）　10番、谷口委員。

●谷口委員　日本に憲法があって、それに基づいていろいろな法律があるわけですね。そして、そういうもとで国民が安心して暮らせる。あるいは地方公務員が、それに基づいて仕事もできれば、住民のために奉仕をするというようなことをやっているわけですね。

それで、国家公務員は、人事院勧告というのが、人事院がありますし、町にも、それに準ずるものがあるわけですが、そういう制度がきちんとありながら、今度はそういうものを全部取っ払ってしまって、取っ払ってはいないんだろうけれど、横に置いて、政府専権事項みたいな形でやってきてしまうということになると、やはり今までやってきたことに対する信頼関係というか、そういうものが全て壊されてしまうことになるんじゃないかなと。

それから、厚岸町が先取りをして、今まで苦労してやってきたことが無になるようなことをしては私はないと思うんですね。それで、今回こうやって2.2%の減ですか、これをやられると、結果的には、町民の中にも、国も減らしたんだから厚岸も減らすの当たり前でないかというようなことになっては困ると思うんですね。そのあたりは、きちんと捉えていただいて、厚岸町はどうしていくんだという方向を出すことが必要ではないのかなというふうに私は思うんですね。これは、課長が何ぼ頑張ったって限度が

あると思うんですよ。そういうことを考えると、町長に相当頑張っていただかなければ困ると思うんですが、そのあたりはいかがなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えさせていただきます。

今、ご指摘ありましたとおり、地方の自主決定権を否定するような今回の内容であると、私はそのように理解をいたしております。2年間、国の7.8%平均の減額ということであり、気持ちはわかります。震災対策ということで、講ずるということでもあります。それは国の講ずることをごさいまして、やはり自主決定権という、地方自治体にとっては最も大事なものが否定されるというものはいかがなものかと、私はそのように理解をしておるわけをごさいまして、しかも月額の給料だけのラスパイレス、諸手当は入っていないわけでもあります。そういう点も国においては考えてもらいたい。やはり地方自治体のほうが先陣を切って、いろいろと行政改革をしながら財政の健全化を図っているんだという声は、我々地方自治体であります、各都道府県もそういう気持ちでなかろうか、地方自治体でありますけれど、国と地方のあり方はどうあるべきかということで、せつかく協議の場を設けて、お互いに相通ずる国の行政を推進していこうという場がありながら、それに反するような行為が今回行われているということについては、強く反発をしているわけをごさいまして、ご指摘のあったとおりでございますので、町長といったしましても、自主決定権というものを主張しながら頑張っていきたいと、そのように考えます。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 進みます。

12款、1項、1目交通安全対策特別交付金。

10番、谷口委員。

●谷口委員 これは、交通違反だとか、そういうものが、切符切られたり、交通違反した人が罰金というか、そういうものを納めたものを財源にして交付するというようなものだとして理解していたんですけど、それでいいんですよね。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 交付金の原資につきましては、ご質問者がおっしゃられるように、交通違反した反則金が原資となってございます。それをもとにして、その町で起こった交通事故の件数などなどを加味した中で交付金というのが決定されるという仕組みになっているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、厚岸、去年は意外と違反が少なかったというふうに、交通マナーが非常に向上しているというふうに理解していいのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 厚岸町内で交通違反を起こした部分で計算されるわけではなくて、それは1回、個々に納められますので、その中で全体のプールされて、また交付金として市町村に交付されるという仕組みになってございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、全体の原資が減ったということですか、それで、今回割り振った結果、わずか10万円と言ったらあれですけど、1割減るわけですから、そういうことなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 交通違反の件数が減ったかどうかというのは、ちょっと定かには私も把握しておりませんが、いわゆる先ほど申し上げましたけれど、その町での交通事故等のベースをして交付されるということでございますから、ある意味そちらのほうの事故件数が減ってきたから交付金も減っているというふうに見てとれる側面もあるかなと思っていますところでございます。

状況としては、昔は200万円を超える交付金を受けておりましたが、ここまで下がっております。ということは、事故の件数と、それから、全体的な、多分交通違反の件数も、反則金自体は上がっておりますけれど、件数も下がっている可能性もあるなというふうに思っているところでございます。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 進みます。

13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 2目衛生費負担金。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 3目農林水産業費負担金。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料。
12番、室崎委員。

- 室崎委員 資料をお願いしてあったものが出ていますので、委員長、済みません。使用料及び手数料の全般にわたっていく可能性があるんですが、お許しいただきたい。

今回出していただきました、膨大な資料を出していただいたんですが、これ簡単に説明をしてください。

- 委員長（佐藤委員） 総務課長。

- 総務課長（會田課長） 本日提出をさせていただきました資料について説明させていただきます。

去年の第1回定例会だったと思いますけれども、その際、同じく室崎委員のほうから資料要求がありまして、それぞれの使用料の規定の仕方についての資料を配付させていただきました。

厚岸町としては、その後、町長の特認事項、教育委員会の特認事項という規定がありまして、これらについて、どのようなことが想定されるのかと。さらには、想定されるものについて、それに準じた形で、もしそういうことが起きた場合については、使用料を減免することで、各課申し合わせをしていたところでもありますけれども、それら各課において、特認事項が想定される事項について、それぞれお示しをさせていただいた資料でございます。

一番左側のところが、説明となっている部分が、それぞれの施設等々の使用料の区分になっております。真ん中の欄、広い部分が、それぞれの条例、規則等で定めている減免の免除等の理由等が記載をされております。右側が、特認事項が想定される事項ということで、各課、さらには、全般的に、それぞれ想定される事項を並べた表ということで、ご理解いただきたいと思います。

去年の資料の際には、特認事項だけではなくて、全ての使用料の減免事項が記載されている条例、規則等について記載の資料をお配りさせていただきましたけれども、今回

は、あくまでも町長、それと教育委員会が必要と認めるとき、特に必要と認めるときという記載のあるものに限らせて資料を作成させていただいたと。

災害その他、特別事情といった場合については、これは、天災があった場合、さらには、それに並ぶような、今で言えば、北朝鮮からの爆弾が……、それと同じ災害ということでの部分ということで記載がされているということで、それらの部分についても削った形で、今回、表をつくらせていただいたということでございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 けさ私の席に配られたもので、初めて、わずかな時間なので、全部にまだ目が通せないんで、相当に私のほうの言うことに漏れがあるかもしれませんが、それはご勘弁いただきたい。その上で、ちょっと気づいたことを言うんですが。

まずその前に、特認事項が想定される事項として、こういうものを例示的に挙げてきたということなんですが、これによって相当の客観化を図ろうということだと思いますけれども、これは要綱なり何なりで決められたわけですか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 現状では、要綱等で定められたものではございません。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 そうすると、この後ごろごろ変わっても問題はないわけですね。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 基本的に変わるものではございません。それら各課承知しております。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 法的な、あるいはそういう意味での縛りというものはないわけでしょう。各課が検討してみたら、こんなものがあるねと言っただけでしょう。ですから、この後もう一度検討したときに変わっても法的には何ら問題がないんじゃないかということを知っているわけです。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 各課、さらには全体で話し合った内容の中では、今、想定される事項というのは、これが全てであるということで話し合いをいたしました。

その際に、これについては、要綱では定めておりませんが、このことを基本として、それぞれ事務に当たっていただきたいという周知はしているところでありますので、今現在として、これら内容が変わるものではないというふうに承知しております。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 押し問答になるのでここでやめますが。

私が前に資料をお願いして、指摘をしたのは、町長が特に必要と認めた場合ということで、いいかげんなことが行われているなどということでは全くないんです。それはきちんと実際の減免という法的な処分は適正に行われているであろうということ、いやまた、行われているということをも前提にして話をしているんです。

ただ、そこでの基準というものが、条例ないし規則ないし要綱で明確化されていないと、場合によっては不公平感を残してしまう場合があるであろう。

したがって、こういう場合には減免規定が適用されるし、こういう場合には適用されないんだということが前もってわかるということが前提ですよ。

ただ、物によっては、それを全部、いわゆる条文化せといっても無理なんです。ここで見ても、例えば8分の1ページの一番最後に、「天災及び家畜伝染病等により」と、「等」は何なのか。これ言外事例を言ったら曖昧になります、必ず。だから「等」をつけなきゃならないんですよ。その「等」に引っかかった中で、Aさん、Bさんがいて、Aさんは「等」に入ったけれど、Bさんは「等」でなかったということになったときに、どうしてなのという話が必ず出てくるわけですよ。しかも金銭絡みですから。そのときにどうするかということを私は言っている。

だから、各課において、こういうことが想定されるであろうと、自分たちの事務取扱の上では、こういうことに心していきたいということを一生懸命検討なさったことは大いに結構です。

それを挙げて、どうするかなんです。それで、前回のときも私、提唱しておいたんですが、一つは、条例にしかないなら規則、規則にしかないなら要綱で、できる限りをそれを具体化しておくということです。でも、物の種類によってはできない場合があります。そのときに、一課、一係の判断で、あるいはその係の1人の判断で、これは適用するよ、これは適用しないよと決めたものではない。これは、そういうときには、こういう、例えば何とか委員会じゃないけれども、部内に少なくとも何人かの関係者が集まって、そこで議論した結果、これは「等」に当たるよねという判断をしたんですという、いわば決定プロセスを、要するに言ってしまうと、俺に適用にならなかったのはおかしいんじゃないかという思いを持った人に対しては、ここまでやって決めたんですというものも必要だろうと。そういうことによって、いわゆる厚岸町のこういう減免規定の適用に関しても、非常に客観化された中で適正に行っているという説明ができるわけです。ですから、公平であるかどうかということからいったら、これはもう公平であるに決まっているんですよ。それが公平でなかったら論外なんです。

けれども、その次に、よく適正手続の問題のときに言います。公正であると同時に公正らしさが必要なんだということです。その部分をきちんとしておく必要があ

るであろうというふうに思うんです。

この特認事項がというところで、ちょっと書き方だと破綻しているのかなと思われるようなものも出てきます。例えば8分の4ページですか、その一番最後の欄に、「子ども会（自治会会）が主催する事業で入館するとき」、その次には、「公の施設使用料免除要綱に定める公共団体が主催する事業で入館するとき」、二つ並んでいるんですね。そうすると、この免除要綱という中には、「子ども会（自治会）」というのは入っていないのか、こういうことになるんです。免除要綱を決めておいて、なおかつ別の団体も認めましょうと言っているのかというふうにも読める。そうすると、この免除要綱とは何なのということになってしまいます。

ですから、そのあたりについて精査というか、検討していただいて、今それ以上私は言いませんけれども、やはりこういう想定される事案集をつくりましたと言うことと同時に、要綱なり何なり、きちんとした強制的なもので、やはりこうするだ、こうするんだということを書く場合において決めていく。そうすると、私、減免お願いしたいんだけれども出てきたときに、こういう決まりになって、ここのところの、ちょっとこれだけでは意味のわからない、特に必要と認めるという場合には、要綱でこうなっているんですということがきちんと言えらるわけですね。そういうものが必要であろうと思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 昨年のご提言をいただきながら、これまでそのような形で進めてこなかったことについては、ここでおわびを申し上げます。

また、今さらにご提言をいただきましたので、それぞれの条例、規則に定めるのではなくて、統一した中で、町、それと教育委員会と、それぞれこれら特認事項の想定される事項、こういう形で進めなければ、減免をするという規定を一つ設けて、4月1日から施行できるよう事務を進めてまいりたいというふうに考えています。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2目民生使用料。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3目衛生使用料。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 4 目農林水産業使用料。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 5 目商工使用料。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 6 目土木使用料。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 7 目教育使用料。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2 項手数料、1 目総務手数料。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3 目衛生手数料。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 4 目農林水産業手数料。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 6 目土木手数料。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 7 目教育手数料。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3 項、1 目証紙収入。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2目衛生費国庫負担金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2目民生費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3目衛生費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 4目農林水産業費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 5目商工費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 6目土木費国庫補助金。
9番、南谷委員。

- 南谷委員 15款、2項、6目土木費国庫補助金なんですけれども、ここで、委員長、済みませんけれど、広がるんですけれども、1節から6節まで関連があるもので、あわせて質問をさせていただきたいと存じます。

今年度の予算の中で、私の目を引いたのが、この国庫の補助金なんですけれども、その多くが防衛の関係の予算配分なのかなと、特に、対前年度でも6節の防衛施設周辺整

備事業補助金が約、倍増になっているということで、町としても大変積極的な事業展開をされるんだということで拝見をさせていただいたんですが、例えば6節の関係なんですけれども、太田・門静間道路、やっと念願かなって事業に取り組んでいただけるということで、1億4,400万円の計上されているんですけれども、この名目が太田門静道路整備事業補助金なんですよ、1億4,400万円。例年から見ても、補助金という部分で、この6節だけ見ても事業費が多くなっている。さらには、その下のほうは、調整交付金なんですよね。

単純なことで大変恐縮なんですけれども、補助金事業と調整交付金、同じところから来ていると思うんですけれど、この違いについて。それから今年度、事業費が例年よりも大きくなっていますよ。それがどうのこうのと言うんでないんですけれども、この要因について、この2点お尋ねをさせていただきます。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） それでは、私のほうから防衛の補助金の関係、総体的にご説明させていただきます。ご質問者言われている、6節のところで出てきていますけれども、補助金と交付金があるということで、まず最初に、補助金でございますけれども、これは、法律の中で、8条、民生安定にかかわる補助金ということでございます。それともう一つの調整交付金でございますが、こちらのほうにつきましては、一般的に9条と言われている部分で、いわゆる調整交付金と言っている部分でございますけれども、こちらのほうについては、各演習場ごとの演習の状況等を加味しながら、配分額、あるいは米海兵隊による演習によるSACO分の上積み額、こういったもので年間の配分が変わる部分、これが9条で言われている調整交付金の額でございます。

それと、太田・門静間道路の部分、民生安定の補助金といいますのは、この演習場があるためにということで、それぞれの負担をかけているということで、そのメニューにある事業を防衛のほうに申請をして、1件ごとに採択を受けて補助事業を実施するというものでございますから、これにつきましては枠配分がないものということになります。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 私のほうからは、防衛施設周辺整備事業補助金のそれぞれの内容についてご説明させていただきます。

まず、一番上段の太田・門静間道路整備事業補助金1億4,406万6,000円の内容でございますが、三つのものがここに合算されております。歳出のほうでは、255ページに記載をしておりますけれども、太田・門静間道路の単年度分として、国道44号付近の拡幅部分の用地の補償等で、歳入が125万7,000円見ております。

それから、同じ太田・門静間道路で、国債事業でございまして、今年度から橋梁の下部工事が実施されているわけなんです、その24、25年分の国債事業で、残りの25年度分の事業として、補助金が1億86万7,000円、この中で見ております。

さらには、25年、26年分として、橋梁の上部工事の部分、新年度のまた冬口になろう

かと思いますが、上部工事を発注する考えでございます。その分としまして2,194万2,000円を見込んでおります。締めて1億4,406万6,000円という歳入でございます。

次に、2番目の調整交付金の道路、橋梁維持でございますが、これにつきましては、調整交付金で、24年度から除雪相当の機械購入ということで、除雪ドーザーの購入で1,920万円の歳入を見込んでおります。

次、3番目でございますが、3,170万円でございますが、これにつきましては、トライベツ道路の防雪柵の整備事業として、歳入、1,280万円。さらには、門静前浜道路の整備事業として1,890万円の歳入を見込んで、合わせて3,170万円という歳入でございます。

それにつきましては、歳出のほうですけれども、255ページと257ページのほうにその内容が記載されております。

次の調整交付金の河川総務7,290万円でございますが、これにつきましては、3本の河川の事業が合算されております。

まず、第1番目に有明地区排水路の整備事業でございますが、2,700万円見込んでおります。次に、奔渡町の排水路整備事業で、同じく2,700万円見込んでおります。さらに3つ目として、湾月地区排水路の整備工事で1,890万円見込んでおります。合計で7,290万円という内容になってございます。

最後でございますが、調整交付金の中で、住宅管理1,260万円と見込んでおりますが、これにつきましては、24年度からさせていただいております白浜町営住宅の外壁改修でございます。この分として1,260万円の歳入を見込んでおります。

以上でございます。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 先ほど私、説明したときに、皆さんのお手元に届いていると思いますが、議案第1号説明資料ということで、防衛にかかわる事業の一覧を出させていただいております。全体で、調整交付金と民生安定の8条の説明させていただきましたので、（発言の声あり）そうです。SACOというか、（発言の声あり）その資料の中で、トライベツ道路防雪柵整備事業から消防設備の計上というところまで、この部分が先ほど説明した9条及び9条特別交付分ということでの周辺整備調整交付金の対象事業となっているわけでございます。

下のほうの矢臼別演習場周辺農業用機械等整備事業、釧路太田農協から、今、質問のありました太田・門静間道路整備事業に至る3件の事業、これが民生安定の8条の補助金ということで、今年度、一番右の欄に、25年度計画がございますけれども、そういう形で予算計上させていただいているということでございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 私の質問の仕方がちょっと舌足らずだったなと反省しているんですけども、このことを聞いているんでないんですよ。私の聞いているのは単純なことなんです。この事業は、自分で調べればわかることなんです。ただ、僕は国の制度、仕組みがわから

ないんで、皆さん頭に整理されていると思う。8条、9条というのも初めて勉強させてもらったんですけども、本年度、倍増になっていますよ、それぞれが。この背景、今、説明を受けたんですけども、例年と違って、配分する条件がどうなったんですかということを知りたいんですけど。なぜ多くのなったのか、それぞれと。これだけの事業メニュー、例年より多いですね。なぜこれだけ例年よりも事業が、メニューが多くなった。先ほど自衛隊の基地のある部分と、それから演習の実態によって、その規模がどうなったのか、この辺についてもう少し詳しく教えてくださいというお尋ねをさせていただきました。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 言っていることわからないですか。規模が大きくなったから、これがこうなったんで、こういうふうになりましたということを僕は、交付する側の条件がどうなっているのかというのは、お宅らは、これだけの数字になったわけだから、ただ、出す側だって条件があって、こういうふうになったのでないのかなと僕は捉えているんです。ただ、僕は、そのところが例年よりも数字が大きくなっているんで、それぞれ町長の努力によって、こういう結果に至ったんだろうけれども、その背景というものはどうなんですかということをお尋ねをさせていただいているんです。事業については自分でわかるんで、調べれば。

●委員長（佐藤委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 私のほうからお答えをさせていただきます。

背景は何も変わっておりません。8条のほうの事業、太田・門静間事業等は、これは、前年度に測量、試験とかをやって、一部、実際の本工事にかかれるようになったということで、その事業ボリュームが増えたということでもありますから、国から補助金、あるいは交付金でいただくような条件が何か変わったかということ、そういうことは一切ございません。

それから、SACOのほうの考え方でもありますけれども、これもこれまで、平成9年に104号線の訓練を矢臼別で受け入れたときから、今回で4回目のサイクルに入るわけでもありますけれども、このSACOの予算の配分については、訓練が4サイクル目に入るわけでもありますけれども、訓練がありますよといったときには、55%の交付率を掛けて、その分を当初予算で配分をさせていただいております。残りの45%は、実際に訓練があった場合、これは残りの45%が交付されると。なかった場合は、45%分はゼロになるというのは、これは今までどおりと何ら変わりはありません。この歳入の見方というのも、これまでの扱いと何ら変わるものではありません。

以上です。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

(「はい」の声あり)

●委員長（佐藤委員） 他に、6目ございませんか。

(なし)

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

7目消防費国庫補助金。

10番、谷口委員。

●谷口委員 地域の元気臨時交付金、これなかなか難しくて、専門家はぱっとわかるんでしょうけれど、これ国の補正予算で見ているものですよね。それで、元気臨時交付金なんですけれども、これは、厚岸町なら厚岸町に幾らという枠があるものなのか、それとも事業を、これこれこれやると、これだけのお金が必要になるので、その事業の80%、あるいは財政の状況によって上積みして90%ぐらいまで見ますよというものなのか、そのあたりはどういうふうになっているのか。北海道なんかは、仕事ができないから、一時基金に積むとかという話もしていますよね。厚岸町でもそういうことが可能なものなのか、その辺についてお聞きしたいんですが。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） まず、ご質問の案件につきましては、国の平成24年第1次補正に基づいて制度化されたものとして、地域の元気臨時交付金というものが新しくされたということでございます。

それで、厚岸町における交付額をどのように決めていくのかということでございまして、何かをもとにして、交付限度額何億円というふうに指し示されるものではありません。しからばどういうふうに計算されていくかと申しますと、今、我々の手元に届いている概要の中では、いわゆる国が臨時交付金というものを閣議決定した以降、都道府県市町村で予算化したものをベースにして、積み上げた部分で計算して臨時交付金の額を決めるというふうに言われています。

ただし、その算出事業のメニューなんですけれど、きのうからも補正のときにご質問受けていますけれど、各省庁ごとに大きな大項目の中では、何百億円とか何10億円とかということになっていますけれど、さらに、それを事業メニュー化するには、それを細分化して行って、補助要綱みたいなものを国でつくって、我々のところに、こういう事業を創出しますのでとか、あるいは今までのあった事業をこの対象にしますからとか、さまざまなやり方を工夫して、補正予算対応するということになっています。

ですから、その中で、元気交付金の対象事業になるか、ならないかというのは、その事業ごとに確認していかないと、今の段階ではわからないという状況になっています。

なぜこういうことが起きているかというのは我々も不思議なんですけど、多分閣議決定されて、補正予算化するまでには時間がなかったということでもありますよね。大枠の補

正の額は国で決めたけれど、それを各省庁に割り振って、各省庁の中でも、大項目では、こういうふうに使いたいというふうに予算化したんだと思いますけれど、さらに細分化した本当の事業メニュー、我々がどのようにして使えるのかということを示すのは、まだ各省庁ごとに温度差があるという状況であります。

それで、それがさらに算定事業となるのかどうなのかというのは、都道府県を対象にした説明会の中でも質問された県がありまして、いつ、そういうリストが出るんだという質問もされております。その情報も我々得ているんですけど、そのときの答弁は、まだ時間がかかると。しからばどうやって執行したらいいんだという質問に対しては、各省庁に問い合わせてくださいということなんですね。これを申し上げたのは、内閣府で取りまとめているところの担当官がそういう答弁をされておりました。

ですから、我々も非常に今回時間がない中で、どのようにして24年度の補正に計上するか、国のほうは、これは執行は無理だろうから、繰り越し、よろしいというふうにされていますから、きのう、可決いただきましたけれど、繰越明許費の設定を議決いただきました。

今回は、国も実際には25年度になってから取りまとめて、市町村ごとの交付金の額を示すというふうには言っているんです。その時期はいつごろかというのは、5月か6月ぐらいと言っているわけです。ですから我々も本当に幾ら来るのか今わからない中で、ただし、事業ごとには確認していっています。これは元金交付金になるのかということ北海道、あるいは直接国にも、担当省庁に問い合わせた案件もあります。そういったことを一つ一つ確認しながら、こうやって予算計上させていただいているということでございまして、その数字がわかった段階で、多分我々計上しているのは、国が算定してただける数字よりも低く抑えて計上させていただいています。これは提案説明の中でもご説明いたしましたけれど、そういった部分でまだ余力があるんだと思いますので、その部分については、決まり次第、補正財源として活用していきたいというふうに考えているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、今の話聞いて何となくわかってきたんですけど、厚岸町に元金臨時交付金は、補正と合わせて幾らになっているかちょっとわかりませんが、その額が幾らになるまで組んでもいいよというものは示されていないということですか。総額5億円なら5億円だとか、3億円だとかというものはないと。だけれども、大体、各省庁で、なんか縦割りがだめだとか言いながらも、今回は縦割りみたいになっているんですけど、そういう各省庁ごとに、このメニューならいいでしょうというような感じで、まず来ているということを確認していいんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ご質問者が今ご質問の中で言われたとおりでございます。それぞれの事業メニューごとに、これは元金交付金の対象になるか、ならないかという確

認をして、我々としては、国のほうではおおむね、制度上の補助金の補助残の8割というふうに提示されています。ご質問、別の方からありましたけれど、財政状況に応じて上積みがあるんでないかという情報も我々には届いていますけれど、それをどういう計算で積み上げるのかというのはまだ提示されていないんです。

ですから、ある意味、厚岸町は、全国的な財政状況の中では、財政力指数が低いほうでありますので、8割で計算しておけば、それよりも下がることはないだろうという想定の中で、8割で、いわゆる計算して交付金の額を想定しております。

ただ、ここでわかりにくいのが1点あるんです、実は。算定する事業と、算定はするんだけど、この元金交付金を充てられない事業もあるんだということなんですね。ここがその制度を難しくしているところでありまして、ここを一つ一つ確認していく必要があります。

ですから、そういったこともあって、交付金としては、全体としては幾らということ、25年度になってから計算されます。それを充てる事業については、今度は8割でなくともいいというふうにもされるようなんです。ですから、算定の仕方と使い方というのは別に考えるという制度であるというふうにも言われています。その中で算定した事業に充当してもいいものと、算定した事業には充当してはダメなものもあるということでございまして、これは、新年度になってから、国がその要綱を指し示されてから整理させていただいて、新たに補正計上の段階で説明させていただくということになるのかなと思います。我々としては、今の段階では、そこまでの情報しかないということの中での計上でございます。

ただ、計上している部分は、一つ一つ確認していますから、この辺は、確認した上で計上でございますので、ここについては大丈夫かなというふうに思っているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 今、課長おっしゃっているように、非常に複雑なものも意外と、皆さん頑張ってくださいという割には、使いやすいような、使いづらいようなというふうに思ったりいいのかなというふうに思うんですね。

それで、結果的には、法定の補助率があるものはダメだとか、それから、直轄の事業で、町負担分は対象にならないらしいんですけど、そうすれば、あとは補助率が決まっていないものか、地方の単独事業で認めるものについて、この臨時交付金を使うことができるという理解でいいんですよね。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 今、ご質問者、法定上の補助金という言葉をお使いになりました。まさしくそこが何か一つのポイントのようであります。法律に補助率を規定しているものと、していないもの、いわゆる国の要綱に基づいて補助金が交付されるものということの境目をもって考えるということです。

それで、先ほど私は、算定事業についてのリスト、一覧表というのはまだないというお話をしました。

もう一つ、説明会の中で、それでは、使える事業メニューというのはどれなんだということも質問されている県があるんですね。それについてもまだ決まっていないということなんです。そこもまた難しさの一つですね。

ですから、それがやっぱり出た段階で、地方の単独事業のどれに充てられるのかということを確認しながら予算計上する必要があるということなものですから、今の段階では、確認した部分のみを計上させていただいているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 それで、政府は、15カ月予算だというふうに見えを切っていますよね。切れ目なく事業を進めて景気をよくするんだということなんですけれど、結果的にきちんと算定だとか、そういうものが固まるのにまだ2カ月ぐらいかかるような説明ですよ。そうすると、補正予算は決めました。繰越でやるというふうに決めていますけれど、やるとしても、やはり執行はなるべく早く早くやっていくのが補正予算の意義だと思うんですよ。それをのんびり、夏か秋にやるんでは、補正予算の意義はないんじゃないのかなというふうに思うんですけれど、そのあたりでは、どういうふうにこれが執行されていくのか、ちょっとお伺いをいたします。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 通常であれば、新年度予算に計上した部分は、新年度に入ってから補助の申請、交付決定、あるいは内示を受けて工事着手というスケジュールになります。そういうスケジュールを踏襲しますと、実際に工事を発注できるのは、早くても5月あるいは6月、補助事業であれば、という状況になります。

それで、これ24年の補正予算に組んだ部分でございますけれど、国のほうでは、速やかに事業執行していただきたいというふうに各都道府県、市町村のほうへ求めておりますので、早く交付の内定をするという手続に入るということでございます。3月中に入るものは入るということでございます。そうすると、4月の段階で工事着手に入れるということですから、通常よりも約2カ月ぐらい早く工事着手に厚岸町としても入れるということございまして、今、準備が進んでいるのは、これは会計は下水道会計になるんですけれども、9,000万円の事業を補正予算化させていただいて、繰越執行させていただくということになっていきますので、これについては4月の発注を目指して、今、準備を進めているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

8目教育費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3 項委託金、1 目総務費委託金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2 目民生費委託金。
10番、谷口委員。

- 谷口委員 中長期在留者住居地届け出等事務委託金と、これは何ですか。

- 委員長（佐藤委員） 町民課長。

- 町民課長（板屋課長） 中長期在留者住居届け出等事務費委託金の関係でございますけれども、昨年の7月9日に住民基本台帳法の改正がございまして、これまで外国人の登録につきまして、住民基本台帳と別に管理していたものが、住基法の改正によりして、住民基本台帳で一括管理するという改正が行われました。

それに伴いまして、外国人登録法、これまで外国人については、この法律に基づいて登録していたんですけれども、これが廃止になってございます。それに伴いまして、国からの委託料の名称が、これまでは、外国人登録事務委託金と言っていたものが、中長期在留者住居地届け出等事務委託金という名称に変わったことによる計上となっております。

- 委員長（佐藤委員） よろしいですか。

(「はい」の声あり)

- 委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 進みます。4 目土木費委託金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 16款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費道負担金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2 目衛生費道負担金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2 項道補助金、1 目総務費道補助金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2 目民生費道補助金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3 目衛生費道補助金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 4 目農林水産業費道補助金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 6 目土木費道補助金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 7 目消防費道補助金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3 項委託金、1 目総務費委託金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3 目衛生費委託金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 4 目農林水産業費委託金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 5 目商工費委託金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 6 目土木費委託金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 17款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2 目利子及び配当金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2 目生産物売払収入。
10番、谷口委員。

- 谷口委員 補正予算も含めてあったんですが、シイタケの菌床の売り払い、これ減っていますよね。それで、今後、減ったまま行くのか、それとも何らかの新しい栽培農家というか、そういうものを増やすような手当てをして、ここで収入を増やすということを考えているのかどうなのか。

それから、菌床を菌床農家にだけ売っていますよね。例えばそれを町民等にある程度還元販売というか、そういうものはできないものなのか、その点についてもお伺いをしたいというふうに思います。

- 委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（阿部課長） 菌床未払い代が去年から見ますと800万円ほど減額になっておるということで、865万3,000円が減額になっていると。それで、きのうの補正予算の中でも説明をさせていただいたときに、平成24年度の見込みでも430万円ほど減額をした形で補正予算をとるという形になっております。

それで、きのこの販売している件数の話をきのうさせていただいたんですけれども、各生産者、個人がやっている生産者につきましては、去年の当初の段階では、事業の継続をいろいろ検討している段階の方たちも含めて15軒おりました、そのうち、最終的に2軒が高齢と、それから体調不良を理由にして、去年で廃業されたということでござい

ます。

それで、その廃業された2軒の分のハウスがありまして、そのハウスにつきましては、周りにいる生産者の方がそれを引き受けまして、増設をするという形で去年の暮れから動き出していますので、個別の生産者の方の生産量というのは、一部去年減ったんですけれども、増えていくんだろうというふうに考えています。今の段階では、去年の、平成24年の決算の見込みでは、38万4,000個の数量で考えていたんですが、新年度予算では46万1,000個の一応見込みを立てていますので、個別生産者については去年より少し販売数量というのは増えるんだろうというふうに考えています。

ただ、協力企業を通じて販売をしている分なんですけれども、それが去年の段階で、当初予算で14万個の見込みを立てておりまして、実際、去年の9月、10月くらいまで注文を受けて出荷した数量というのは17万2,000個なんです。その17万2,000個のうちの約15、6万個を受けていたところが、自前の菌床工場を持ちまして、去年の秋以降、生産を始めた。菌床の生産からきのこの生産まで一貫してやるような体制をとったということで、その分がことし、去年の秋からなんですけれども、減ってしまうと。ことしもそれが減るということになりますので、そういった意味では、全体の数量的には、去年までの数量から見ると6万7,000個ほど減ってくるような形になるのかなというふうに、今、予想を立てているところでございます。

それと、町民に還元ということなんですけれども、それにつきましては、そういった声も実は聞いております。ただ、販促活動をいろいろやっていく中で、一部、産業感謝祭には何10個か提供を、去年の産業感謝祭、それからおとしの産業感謝祭に、きのこの販売とあわせて菌床の提供も若干したんですけれども、そういったものに対しての人気というか、すごくありまして、当初から並ぶような状況もあって、そういう要望あるんだなというのは実際に感じているんですけれども。

ただ、それを個人に販売しますと、今度、生産者が生産しているきのこを買ってもらえないというような状況に、直接厚岸の生産者が買ったものが皆さん買っていると、直接そういうふうにはならないのかもしれないんですけれど、大きな意味では、自分で菌床でもってきのこをとれるとなると買いに行きませんので、そういうふうになると、余り生産者側としては、きのこのそれを個別に売ということをされると困るというようなこともありまして、今のところそういったことは考えていないという状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 今の話を聞いていると、菌床自体の生産個数は、今のお話だったら、増えるというふうに聞こえたんですけれど、違うんですか。38万個と言っていましたよね、それが今度46万1,000個ということになると、ふえるというふうに聞こえるんですが、違うんですか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） すみません。町内の生産者と、それから協力企業の分で分けて説明をしましたので、ちょっとごっちゃになってしまって申しわけありません。

去年の当初の生産見込みは59万個です。そして、平成24年度の補正後の見込みということでは55万7,000個です。それで、今回の当初予算で出させていただいたのが52万3,000個ということになりますので、最終的に、去年の当初から見ると6万7,000個減るということになります。

ただ、今回こういうふうに数字がすごく減ってきていますけれども、これについては、個別生産者の分というのは、先ほど申し上げましたように、去年大分減ったんですけれども、事業中止をされた方の分を引き受けている方がいらっしゃいますので、それは一応伸びるんだというふうに考えているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 それと、今まで引き受けてくれていた企業というのは、菌床の工場を立ち上げたりするときに、協力していただいた何だか産業という会社なんですか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） そこが引き受けていただいて、そこを通して、生産をするところにそのものが行っているということになっています。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 町が新しいものを立ち上げたりするときに、協力企業だとか、そういうものがやっぱり必要ですよ。そうすると、厚岸町にはそういうノウハウだとかがない場合には、協力企業の力をかりないと、そういうものを立ち上げることができませんし、そういう形でやってきて、そして、今もあるのかな、あそこで生産をしているのかな、あその会社が。前は、隣のほうにハウスを建てて、生産もしていたようですけど、そういうふうに立ち上げるときは随分いろいろ協力的だけれども、一定程度になってしまくと、手の平を返すように、もう引き受けてもくれないと。そのために、結果的に余剰があるから、それを引き受けてもらわないと困るんですけれど、そういうやり方というのは、加工費だけかからないとだめなのかなというふうに思うんですよ。

ですから、厚岸町で、そのほかにカキの種苗センターだとか、いろいろありますけれども、そういうのだって、厚岸で完全に全てのノウハウを持っているわけでもないということになれば、企業のそういうノウハウもあるということになると、そこで手を引かれた、あるいは、もう引き上げますよというようなことになったり、この特許は使ってはだめですというようなことになったんでは私は困ると思うんですよ。今、T P Pの問題がすごく問題になっていますけれど、そういうのと同じように、こういう施設運営については、やはり非常に私、慎重にかからないとだめではないのかなというふうに思うんですけれど、そのあたりでは、いかがなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 大変説明がうまく説明できなくて申しわけなかったんですが、立ち上げからずっと協力をいただいている企業につきましては、その関係は今も同じでございまして、そことの関係でもって今の生産を続けているということでございます。

それで、その企業を通して、菌床センターでつくれる量がありますので、そこを通して中標津のほうに業者さんが、実は土木業者さんなんですけれども、そういった他業種といいますか、そういったものに取り組んでいる業者さんがおりまして、そこがどんどんどんどん生産を伸ばしてきまして、それで、最終的に15、6万個の菌床をうちの菌床センターから販売をしていたということでございます。

そこが厚岸の菌床センターの菌床がいいものですから、その菌床センターのノウハウなんかを参考にして自分たちで始めたということで、その分が減ってしまうという状況になったということでございます。

ですので、今までの協力をいただいているところとの関係は変わりませんし、そこもまた新たなところを見つけてもらうようなことは、そこともいろいろ話をしております、ただ、新しくというのがなかなか出てこないものですから、あれなんですけれども、一応そういうことで、今後もそういうお願いをしているというような状況です。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

9番、南谷委員。

●南谷委員 同じところで質問をさせて、私、餌料藻類売払代金958万2,000円についてお尋ねをさせていただきたいと存じます。この関係につきましては、12番委員さん、昨日も質疑をなさっておったんですが、私も質問させていただきたい。よろしく願いいたします。

餌料藻類売払代金なんでございますが、今年度958万2,000円の計上でございますが、昨年の餌料藻類、平成24年度の予算書も958万円と、同じような数字で計上がなされております。昨年の課長の答弁では、958万円、500万個くらいな生産アップー、数字については、実際には。

●委員長（佐藤委員） 指名したので、申しわけなかったんですけども、ちょっと時間見ていなかったものですから、申しわけないですけども、午後からにお願いします。

それでは、昼食のため休憩いたします。再開は午後1時からいたします。大変失礼しました。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。

46ページ、2目生産物売払収入から進めます。

9番、南谷委員。

●南谷委員 委員長、議事録を読めないんで、どこまで行ったかわからないんですよ。頭からやってもよろしいでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 頭からお願いします。

●南谷委員 改めて、餌料藻類売払代金958万2,000円についてお尋ねをさせていただきます。

昨年度、平成23年度の事業計画も958万円で計上されておりまして、昨日の、平成24年度の事業ベース、補正で、昨日、283万3,000円の補正計上されております。合計で1,241万3,000円と、私なりの試算をさせていただきました。

ということは、お伺いしたいのは、昨年、餌料藻類売払代金につきまして、課長の答弁で、500万個ぐらいが生産アップの数字であると。餌料藻類の生産につきましては、この程度のアップであるよという説明を私も聞かせていただきました。

実際に1,243万1,300円なる販売をしておるわけでございますよね。その上で、12番委員さんのほうから、どの程度かと、どこまでというような質疑がございました。

昨年度500万個があって、言っている説明を聞きますと、この500万個が基準になって、958万2,000円という、失礼しました。済みません。500万個はカキの売払代金なんで、餌料藻類についてもある程度、この程度が、生産量で958万2,000円という金額がある程度のアップなんだという説明もありました。

それを受けて、ことし、平成24年度、実際に約280万円ぐらいの餌料藻類の販売ができました。私、ことしもそれを踏まえて、平成25年度の事業計画という数字が昨年と全く同じ数字なんだと、この計上の背景について、まずお尋ねをさせていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 新年度予算の計上に当たりましては、アンケート調査といえますか、購入をいただいている関係機関に、年末に調査をさせていただいております。意向調査という形でもって、当然それぞれの機関も新しい年の事業計画を立てておりますので、そういったことの中で、次年度の購入計画というものを出示してくださいということで、意向調査の形でもって調査をしております。

それで、その取りまとめを、最終的には11月の末で取りまとめを行いまして、その数字でもって新年度予算の計上に当たらせていただいております。その中では、見込み額で、取りまとめになったのが923万5,000円分の申し込み、意向ということでございましたので、回答がまだ来ていないところもございましたので、それを若干見込んで、前年並みの958万2,000円ということで計上させていただいたということでございます。

昨年と同じような形でもって、平成23年度については、きのう申し上げましたのは、平成23年度の決算で1千3百何十万円かの数字だったと思うんですが、その段階で、生産をしている状況を見ていきますと、かなり職員も大変な部分もございましたので、そういった意味では、余力の部分でやっているということでございますので、そういった部分では、そのくらいが大体限界なのかなというような感じを持っておりました。

ところが去年は、そういった状況もあったんですけども、生産の時期がずれて申し込みがあったというようなことがありまして、ピーク的时候は、カキの生産もピークで、それから注文に応えられる部分も限界ありますので、そういった部分では応えられない部分もあるんですけども、それがピークをちょっとずれた状況で申し込みがありますと、そういった部分には対応できる状況も出てきますので、そういうことの積み重ねでもって、約1,500万円近くの数字まで来たのかなというふうに考えているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 大変失礼しました。23年度の決算のときに、1千3百4十何万円ということだから、この時点では370万円ぐらいの誤差ということですね。いずれにしても、今の説明ですと、大体950万円、餌料藻類で、年度当初は、需要に基づいて試算を数字が、この数字がベースになるんだと。昨年度はたまたま競合する時期にずれての注文があったんで、作業的に、実際にはそういう数字がふえていったんだと、こういう捉え方でよろしいのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） そのずれた部分といいますのは、昨年、水温の関係で、ウニですとか、ナマコですとかの生産をやっている期間が、うまく生産できなくて、やり直したということがあったように聞いております。それで、1回やったんだけど、それがだめで、もう1回やったというようなことで、そういった部分の需要もあったということでございまして、そういった意味でずれているという部分がありましたので、そういった部分がふえているのかなというふうに考えているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 大体わかりました。当初のアップーという、数字というのかな、実際のところ、そうすると、昨年言っている、大体、通常であれば、この餌料藻類の生産量というのは、このくらいが、ある程度可能な数字だというのは変わりはないわけですね。たまたまその数字が大きくなっていたから、いろいろな条件がかみ合って、だからそういうことが可能だったんで、今年度についても950万円の、例年どおりの、注文もそうだし。

ただ、1点気になるのは、どのくらいまでが、私は、せっかくある施設であるから、本来の趣旨、目的からすると、カキ種苗センターの生産につながる餌料藻類の生産ということなんだろうけれども、考え方として、昨日の答弁を聞かせていただいたんですけ

れども、人数を増やすともっと可能なんですというような話も、ネックになるのは、どこがネックになって低量なのか、その辺がちょっと、頭ごちゃごちゃになっているものですから、大体大筋はわかりました。

ただ、将来も、そういう時期がなければ、タイミングとか、そういう問題がなければ、ある程度の限度の数字というのは、このぐらゐの数字だという捉え方をすればよろしいんですね。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） カキ種苗の生産の状況がまず一つありまして、まず、それに与える餌料をつくるのが、まず第一でございます。それをやりながら、注文に対して生産をするんですけれども、生産については、大体一つの水槽を4日間のサイクルでもって生産をしていくという形の中で、きょう注文があって、すぐきょう欲しいと言われても、もちろん対応できませんし、注文が、欲しい時期に競合、何ほかの注文が競合して、この日に欲しいと言われても、それもまた、対応できる限界がありまして、一部、冷蔵して対応する部分もあるんですけれども、そこのやりとりの部分で生産を伸ばしているということでございまして、そのタイミングが、やはり注文と、うちの生産の体制と合えばうまくいくんですけれども、どうしてもぶつかっちゃうと応えれない部分も出てきますので、そういった部分で、ここ何年間かは1,000万円を超える販売をしておりますので、大体1,000万円を超えて、タイミングがずれば、昨年の約1,500万円というところまでの間では、何とか生産に応えることができるのかな。

ただ、いずれにしましても、これは注文があつての話なものですから、各購入をする機関の意向でもって変わるというような状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 他に、2目ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

18款、1項寄附金、1目一般寄附金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2目減災基金繰入金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3目地域づくり推進基金繰入金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 5目老人福祉基金繰入金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 6目環境保全基金繰入金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 20款、1項、1目繰越金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 21款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2目加算金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3目過料。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2項預金利子、1目町預金利子。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3項貸付金元利収入、2目ウタリ住宅改良貸付金元利収入。
12番、室崎委員。

- 室崎委員 ウタリ住宅改良貸付金元利収入という項目が、現在ここにあるということは当初予定していなかったわけですね。もう既に終わってなければならぬものでなかったかと思うんですが、今いろいろな事情でもって、毎年少しずつ返還している人がいる

ということだと思うんですが、これらについての現状と。

前にも一度お聞きした記憶があるんですが、返済計画をきちんとつくって、生活を壊さないようにして、都度、支払いをしてもらっているというような話だったんですが、そのとおりうまくいっているのかどうか含めてお聞きしたいんです。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） ウタリ住宅改良資金につきましては、現在5名の方々が償還が残っている状況でありまして、全ての償還が終了いたしますのは平成40年になります。現状では、償還のピークといたしますか、それは、平成18年にピークを迎えておりまして、徐々に1年間の償還金額は減っていつている段階に入っております。

一方、償還計画の関係でありますけれども、この5名のうち4名については、何とか頑張ってもらっていて、途切れ途切れの部分もあるんですけれども、頑張ってもらっています。そのうち1名については、昨年、年度と中で返済を少し増やしていきたいという、みずからの申し出があって、計画どおりにされております。

一方、5人のうち1名は、父親と息子さん、2人で暮らしていた世帯なんですけれども、お父様が亡くなった後、3年程度たつんですけれども、この3年間ほど、まだ納入に至っていない状況ではあるんですけれども、本人に会って相談している中では、本人は支払っていききたいという意思を述べている状況でございます。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（谷口委員） 他に、2目ございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

5目地域総合整備資金貸付金収入。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 6目十勝沖地震災害援護資金貸付金収入。

12番、室崎委員。

●室崎委員 これについても、2目と同じようなご説明をお願いいたします。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長） 現在、償還が残っている方につきましては3名というふうになってございます。そのうち2名につきましては、償還計画に基づいて納入をいただいている状況にありますが、やはりこちらも時々納入できない状況であります。

このうち1名については、保証人にも請求をさせていただいて、納入をいただいているところでございます。

一方、もう1名の方は、ちょっと所在がわからなくなっている状況の方であります、娘さんが近隣の町村にいて、そのご主人が保証人になっているということで、保証人から納入をいただいているんですけども、ちょっと病気になったということで、収入が今、途絶えているということで、納入計画はいただいているんですけども、誓約どおりの納入にはちょっと至っていないという状況であります。

それから、全ての方については、平成22年度の最終償還で、償還期間は終了してございます。

- 委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

- 室崎委員 これが金融機関だとか、そういうところの貸し付けですと、遅れた場合には延滞利息、非常に高率になりますよね、延滞利息。3%か5%の利息だったものが、延滞利息になると14%ぐらいになってしまうというような例がよくありますが、そういうことをしますよね。

それから、滞るといって、期限の利益を失いますよね。でもこれは、福祉的要素を持った、2目も6目も、貸し付けですから、そういう種類のものではないですよ。だから、何が何でも取り立てなさいとか、そういうことを言うつもりは私は全くありません。

ただ、やはり税金を使ってやっているものですから、どうでもいいよというわけにはいかないわけですね。それで、担当者も非常にご苦労なさっていると思うんですが、やはり本人の支払い意識を涵養して、なるべく早いうちに、こういうものがきちんと解決されるように、これはお願いするより方法はないわけですが。

- 委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長） この貸し付けに当たりましては、厚岸町ウタリ住宅新築資金等貸付条例に基づいて貸し付けをさせていただいている関係で、この条項の中に、違約金という形では明記をさせていただいているところでございますが、その違約金についての請求には、まだ事例的には至っていないところであります。

現在、いずれの方もはっきりと納入意思、もちろん納入もいただいている関係上、もう少し、よろしければ、未永く納入を頑張っていただければなというふうに思っているところでございます。

（「結構です」の声あり）

- 委員長（佐藤委員） 他に、6目ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） なければ進みます。

7 目東北地方太平洋沖地震災害援護資金貸付金収入。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 4 項受託事業収入、3 目衛生費受託事業収入。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 5 目土木費受託事業収入。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 6 項雑入、1 目滞納処分費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2 目過年度収入。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3 目雑入。

9 番、南谷委員。

- 南谷委員 21 款、6 項、3 目雑入。51 ページでございます。中段ほどに、釧路産炭地活性化事業費補助金、特養林産振興が 510 万円、その下が、食文化振興に 298 万円、そして、1 段において、産炭地観光物産振興支援事業助成金 50 万円、これらがそれぞれ計上されておるんですけども、たしか私の記憶では、レタス栽培にも 4,800 万円ほど活用されたと。産炭地資金につきましては、既にもう終わっているという判断をしております。

今回、この 3 本の運用で、あと、産炭地資金、新しい制度のものが、どのくらいの枠が残っているのか、いないのか、まずお尋ねをさせていただきます。

- 委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えさせていただきます。

産炭の新基金に当たる部分で、今、質問のあった事業費補助金の特養林産振興、これにつきましては、菌床センターにおける設備の整備でございます。

それと、その下の食文化振興につきましては、味覚ターミナルの4階展望室、それとトイレ等々の改修ということでのものがございます。

それで、一つおいての助成金、これは、新基金を活用した事業とはまた別のものがございますので、上の2本だけが新基金を活用した事業ということでございます。

それで、ことしの事業費残高見込みでございますけれども、厚岸町には、全体で2億6,057万円ほど新基金の配分がございますが、今の予算どおりいきますと1億2,847万円、これが25年度末残という見込みであります。

済みません。訂正させてください。実施を行う事業につきましては、説明のとおりでございます。本年度、3,490万円の基金を取り崩しての事業ということになるわけですが、25年度末残の見込みでは1億2,907万円でございます。済みませんでした。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 そうしたらその50万円、後で聞きますけれども、そうすると、今年度のこの時点での残高というのは1億2,907万円、これだけの残高がありますよと。基金需要でございますから、何かの都合で25年度中に使うかどうかは別にして、まだ1億2,000万円の残が残っているよということで、今後の予定というんですか、まず、その辺の見通しというんですか、有効活用していただきたいと思うんですが、その可能性について、どのような考えを持っているのかも含めて。

それから、あわせて、私、勘違いしていたものですから、一つおいての50万円、一緒に思っていたものですから、改めて、釧路産炭地観光物産支援事業助成金となっているんですけども、この制度、別だということでございますが、改めて聞かせていただきます。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） まず、1点目の新基金の残高利用でございます。先ほども言いましたように、25年度末でいきますと1億2,900万円ほどの残ということでございまして、この定例会開会の初日にも、皆様にもお配りをいたしました3カ年実施計画、この計画の中では、3年次に当たります27年度で、実は、町が事業主体となるものとして3,500万円見込んでございます。向こう3年間では、この事業を今、計画しているということになります。24年度におきまして、町内で新たに事業を興す、新分野に進出するというので、4,800万円ほどの助成をさせていただくということで今、進めて、実は、先般、事業が完了したということで、支出手続を今、進めるところでございます。

そういった意味では、民間事業者の方々が、この新基金を使って、新たな企業興しというものをさせていただくという部分も含めると、新年度に入ってから、この制度の、またさらに周知をしながら、民間における、基金を活用した新規事業興しというものをPRしながら、その制度に合えば支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それと、2点目の産炭地域観光物産支援事業助成金でございます。これは、24年まで

は、当初予算ではなかったんですけれども、補正の中において、企画費の中で、友好都市村山において、秋の厚岸物産展を行うに当たりまして、町職員、研修も兼ねて村山に訪問しているわけですが、それに対して、産炭機構のほうから30万円助成金をいただいております。これは補正対応をお願いをしておりました。

それと、秋に札幌で行われるオータムフェストという事業に対して、厚岸町が参加するに当たって、販売責任者等の旅費に当たる部分について、この釧路機構のほうから2人分の旅費の支給をいただいております。

実は、これらの部分につきましても、新基金の運用益で回しているものですから、どんどんどんどん基金の取り崩しによって残高が減ってくると、運用益というものもだんだん減ってくるといふ部分では、構成市町に上限50万円ということで補助をします。対象事業は、今言った事業になるわけですが、厚岸町としては、この50万円を使って、後ほど審議していただきます企画費のほうで、従来行っていた、村山における厚岸物産展開催費の助成として30万円、それと商工費のほうで予算を見ておりますオータムフェスト参加に伴う旅費相当分ということで20万円ほど見させていただいているというものでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 細いことで申しわけないんですけれど、まちづくり・人づくり推進交付金67万7,000円と、これは何なんですか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 当初予算の、税財政課長のほうからも説明申し上げましたけれども、北海道町村会から共済事業の収益を財源に、用途を限定しないで交付される交付金です。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 用途を限定しないと言いつつも、まちづくり・人づくりという名前についているんですけれど、町をつくるのか人をつくるのかわかりませんが、そうは言いながらも、おおよその使い道というのはあるのかなというふうに思うんですけれど、ちょっと教えてください。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 名称はこのような形になっておりますが、全体の考え方として、まちづくり、要は町の予算の中で自由に使っていただきたいというものでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、歳出のほうでは、これは特定されていないで、どっかへ散らばっているというふうに理解していいですか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 委員おっしゃるとおりで、考えていただければと思います。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 他に、3目ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

52ページ、22款、1項町債、3目衛生債。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 4目農林水産業債。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 6目土木債。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 7目消防債。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 10目臨時財政対策債。

9番、南谷委員。

●南谷委員 22款、1項、10目臨時対策債、本年度2億8,890万円、これについてお尋ねをさせていただきます。

確かこの件につきまして、お隣の10番、谷口委員さん、昨年度非常に質問をなさって、私も感服をしておったんですけれども、この内容についてお尋ねをしていたなという記

憶がございます。私なりに臨時対策債の意味合いというんですか、交付税が足りなくなったとき、例えば1億円の仕事をしたとき、8,000万円は交付税、国が措置をくれるから、あと2割、もし足りなかったら、自前で地方自治体が負担をします。そのかわり2割については、過疎債と同じように、100%の後づけでの補償が確定されて、この2割分を借り入れすると、それが臨時財政対策債だというふうに認識をさせていただいたんですが、そして、対策債の厚岸町の基準というものは、厚岸町の財政標準基準額の大体8.4%というふうに私なりに理解をさせていただいたんですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 臨時財政対策債の制度についてのご確認ということで受けとめさせていただきました。

この臨時財政対策債そのものは、本来であれば普通交付税で交付されるべき額とされております。

ただし、普通交付税の原資であります国税収入自体が、本来地方に配分すべき額の一定割合で満たされない場合に、国は国債を発行して、地方に配分する額を確保しているということでございます。そういった状況であったものを、国自体が多額の国債を発行して、今現在も発行残高がふえている状況にあるということで、その一部を地方についても同じような仕組みをもって補填する制度に振りかえたということでございます。ですから、本来普通交付税で交付されるべき額の一定割合について、地方も起債を発行して補ってほしいということでございます。

ただし、この起債については、20年償還になりますが、後年度で返済する額については、その年の普通交付税の中で100%措置するという性格を持っているというものでございます。いわば、本来であれば交付する部分を、その後の20年間でもって分けて交付するんだという仕組みに言いかえてもいいのかなというふうに思っているところでございます。また、そういう制度であるということでございます。（発言の声あり）

それは、昨年度説明した数字だと思いますけれど、昨年度は、地方財政計画において、8.4%減という計画があったということ、谷口委員さんのときに私が答弁した数値のようでございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 なるほどね。聞いていたものですから、僕の記憶の中であやふやな部分があったんですけども、そうすると、最初のほうはよく理解をさせていただきました。

8.4という数字が非常に頭に残っていたんですよ、その当時。ですから、私なりに理解をしたのは、交付税加算8.4というのが頭にあったものですから、地方交付税、本年度であれば36億6,005万5,000円の計上がなされております。単純にこれに8.4%を掛けますと、この限度額は、交付される枠というものが2億8,800万円の計上なんですけれど、それを下回っているんだけど、その数字というのはどうなっているのかなというふうに疑念に思ったんです。それは私が思ったことなんで、この辺の考え方について、もう少し自

分でも、そこまでしか把握ができなかったんで、改めて、ちょっと誤解をしている部分も私あると思うんで、教えていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） その8.4%という数字は、前年度の伸び率の数値として申し上げた数字でございまして、質問者がおっしゃられるのは、交付税の中で、この臨時財政対策債というのは何%なのかということのご質問の趣旨だというふうに受けとめました。

これにつきましては、その年々の計算がございまして、今の状況では、これはもう既に制度化されておりました、去年と同じようなご質問だとして、ことし、答弁させていただくと、ことしの分の見込みとしては、国全体としては、この臨時財政対策債を1.3%というふうに見てございます。これは直近でわかった数字でございすけれど、そのうち市町村分は、前年度対比で1.1%の増で見込むという国の情報が参りましたんで、その数字に置きかえて、去年の数字が2億8,580万円でございますんで、これに1.1%増相当額ということで計算して計上させていただいているところでございます。

この数字につきましては、7月から8月ぐらいに詳しい算定というものが行われまして、その中で指し示させるものでございまして、残念ながら今の段階では、こういった国の指示、伸び率を推定した数字で、こういう数字で計上してくださいという国の方針なものですから、この数字で計上させていただいているという内容でございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 よくわかりました。私の伸び率の部分の勘違いもあって、タベ計算器たたいたら、どうしても合わないんで、私は、恐らく留保しているのかなと、そういう思いもあって改めて尋ねさせていただきました。

そうすると、今の時点ですからはっきりしないのは当然でございます。よくわかりました。しっかり、町民に負担が起きないように取り進めていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ことしは非常に国からの地方財政対策の方針、それから、どのような数値を計上したらいいのかという情報が非常に遅く参りました。我々も予算編成で非常に苦慮していたんですけど、この数字につきましては、ぎりぎりでは何とか見込み額を捕捉できて、計上できたという状況でございます。今後におきましても、できる限りの情報を収集して対応してまいりたいというふうに考えます。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 他に、10目ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で歳入を終わります。

54ページ、歳出に入ります。

1 款、1 項、1 目議会費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。

6 番、堀委員。

●堀委員 旅費規定になるものですから、一番最初の総務課のところで質問させていただくんですけども、せんだっての会議の中で、私も恥ずかしながら、外国への出張旅費のときの支度金というものが実は支払われていたんだというのが初めてわかりました。当然、厚岸町の旅費の支給に関する条例というものもありまして、そこでの外国旅費の規定というものもあるのも承知した中で質問するんですけども。それで、その支度金なんですけれども、外国旅費に関しては、国家公務員等の旅費に関する法律に準拠するというこの中で、町のほうから国家公務員の法律に飛ぶわけなんですけれども。この支度金というものが、一体どのような目的で出されているもので、そしてまた、使途というものがどのように決まっているのか。

また、実際に今までも外国の出張とかもされていると思うんですけども、そういった場合の支出関係、領収証関係とかも確認することというのは可能なのかなのか、この3点について教えていただきたい思います。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 私のほうからお答えをさせていただきます。

先ほど委員おっしゃられたとおり、厚岸町職員等の旅費に関する条例の第27条で、外国旅費が規定をされております。委員おっしゃれるとおり、国家公務員等の旅費に関する法律を準用して、これを支給するという規定になっております。

国家公務員等の旅費に関する法律の中で、支度料というものが、外国旅費に関しては支給をされるということになっておりまして、国家公務員のこの法律の中では、支度料とは、外国旅行において、内国旅行、国内旅行とは異なる準備、携行品などを要するための、これらの費用に充てるため支給する旅費であるというふうにされております。町としては、これに倣った形で、定額で支給をしているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 6 番、堀委員。

●堀委員　そうすると、例えば外国旅行のために必要な携行品とかというのは、一体どのようなことを指すのでしょうか。

●委員長（佐藤委員）　総務課長。

●総務課長（會田課長）　携行品でありますので、バッグ、スーツケースですか、それらが携行品としては当たりますし、また、保険料ですとか、医薬品ですとか、最低限の儀礼品、これらも支度料として充てられるということになっております。そういうような規定になっております。

●委員長（佐藤委員）　6 番、堀委員。

●堀委員　ただ、この支度料なんですけれども、そうすると、バッグ、スーツケースというものが必ず、絶対必要なものだ。1 年に 1 回外国に出張する場合、確か国の規定だと、1 年以内だと払わなくてもという話にもなっていたと思うんですけれども。ただ、1 年に 1 回スーツケースを買うことが、逆に言っちゃうと可能だと。実際に今まで行ってきた、支度料を支払われている中で、そのように携行品なりを買われたということでの領収証関係の整理というものはされているのでしょうか。

●委員長（佐藤委員）　総務課長。

●総務課長（會田課長）　定額で支給をしております。実費ではなくて定額で支給しておりますので、これらに関しては、それらの領収証等については、特に記録等はしていません。

●委員長（佐藤委員）　6 番、堀委員。

●堀委員　そうすると、この支度料自体は、国ではこのように決まっているけれども、どのように使ったのかがはっきりわからない。今現在、厚岸町の旅費に関する規定というものの中では、大体実費を主として、できるだけ経済的な方法でという、まず前段での旅程というものが出されますよね。そういうものと比べたときに、この支度料は、余りにもちょっとアバウト過ぎるものじゃないのかなと。

また、それじゃもう一つお聞きしますけれども、国のほうでは、確かに支度料について、別表 3 であるんですけれども、国のほうの基準ですから、当然、内閣総理大臣等というものもあり、また、給与表も 1 級から 9 級とか、あと、指定職の職務にある者とか全てあります。

じゃ、厚岸町の職員が、この国の給与表の中のどこに当てはまるのか、そういうものの決めというのがあるのでしょうか。

●委員長（佐藤委員）　総務課長。

●総務課長（會田課長） 国においては、1級から3級までというものの、この職務にある者が最低の額になっております。次に、5級または4級の職にある者というふうになっておりますので、その次が6級の職というふうになっていきますから、厚岸町であれば、6級までしか給料表はございません。ですから、最高額であれば、6級の額に準じた額を支給すると。また、1級から3級の職員にあっては、その額をもって支給をすると。これらの国の表に合致させた形で支給をしているという現状でございます。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 そうすると、職員に関しては、現行の厚岸町の給料表と、国の給料表のある部分、重なる部分での表だというふうに理解していいということですね。

例えば、それじゃない人方への旅費の支給というものに関してはどのようにされているのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 町長、副町長、特別職ということで考えさせていただきますけれども、これについては、6級の職にある者が最高額でございますので、それに合わせた額で、今、特に国内旅行においても、宿泊等で、今、一般の職員と、それと特別職との差額は設けておりませんので、同じ額をもって支給をするという形をとっております。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 その規定というのはどこかにあるという。例えば町長とかの、国の給料表の表の中のここに当てはまるとか、厚岸町職員の1級から何級までの職員がここに当てはまるとかというものは、逆に言っちゃうと、町の旅費規定の中にあるというふうに理解していいのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） それについては、特に規定したものはございませんけれども、運用の中で、そういう形で行っているということでございます。ですから、町長、副町長に関しては、6級の職の額をもって支給をするということになります。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 ですから、運用というものが問題になると。先ほど来、例えば使用料のところの減免規定の運用というものでも出たと思うんですけれども、やっぱり明文化、規則化というか、やはりそういうものがきちんと必要じゃないのかなと思いますし、ただ、

私だと、この支度料自体、もう少し何か考えるべきじゃないのかというところにどうしても行き着いてしまう。

定額での支払い、スーツケースを買うんだというようなものの説明では、今の時世、なかなか町民に対して説明というものがつかないんじゃないのかなというふうに私はとるんですよ。はっきり言って紙袋でも海外旅行は行けますから、何だかんだスーツケースでなければ行けないというものはございません。そういったものの中では、必要最低限なものというものを認めた中での支出をするように、やはり考えていただいたほうがいいんじゃないのかというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） この支度料については、公務で海外旅行をするようになったのは、昭和57年の2月に姉妹都市を外国と結ばせていただいたときからであります。このときに、国外旅行の旅費規定をするかということを考えまして、当時の記憶では、北海道等がどういう規定をされているかということ勉強させていただいて、国家公務員の旅費法に定めている支給方法を準用するという形で整理をさせて今日に至っております。

よくよく、支度料の考え方、先ほど総務課長から答弁させていただきましたけれども、そういうごくレアなケースであるがために、堅牢なスーツケースを用意しなきゃならないであるとか、その国外に合った変圧器を用意しなきゃならないであるとかということ考を慮して、支度料というものが設定されているというふうに理解をしております。

ただ、今、委員がおっしゃるように、これまでも旅費に関する町の条例、議会からの皆様のご意見をいただいて、可能な限り実費という形で、精算もあわせた方法で支給するという方法に変えておりますし、それから、かつては特別職、一般職、一般職でも給料によって宿泊料が異なった規定をしていた時代もありました。それらも、誰が行っても宿泊場所の料金が変わるわけではないだろうというようなご意見も踏まえて、改定をさせていただいたという経緯もあります。

それから、民間企業の支度料、これもきちっと会社の規程の中で規程をしていて、支払われているというのが、国外旅行にビジネスで行くような場合は規程をされているようでありますけれども、この支度料の見直しというのが、近年になってちょっと見直されてきていると。

今、6番委員おっしゃるような考え方で、実費支給という方法で支給するという形に変更できるかどうか、少し時間をいただいて、研究をさせていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 今、副町長のほうから、再考していただけるといった中で、大変私もありがたく思ったんですけども、実費支給というのは、実際のところは、国の法律の中にはあるんですよ、旅券とか、あと、為替交換手数料というものは実費支給ということになっている。そういった中では、支度料という名目を生かした中で、その支払いをどうするのかというのは、なかなか難しいところではあると思うんですけども、やはり透明性

を町民に確保するためにも、ぜひとも検討していつてもらいたいことだと思いますので、
よろしくお願いいたします。

●委員長（佐藤委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 今言われましたご意見を参酌しながら、検討させていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 他に、1目ございませんか。
10番、谷口委員。

●谷口委員 ここで伺いたいのは、61ページの下のほうに、文書・法制、計上551万7,000円
円でありますけれど、ここにある通信運搬費470万円というのは、これ何の、どういうた
めに使うお金なんでしょうか。

官報情報検索システム使用料2万6,000円、額は大了たことないんですけど、去年も
ついているんですね。そしてその次に、インターネット電子版書籍情報使用料6万6,000
円とありますけれど、これは前年度なくて、どこかで補正させているのかどうかちょっ
とわかんないんですけど、これはどういうものなのか、伺いをしたいと思います。

それから、65ページの役場庁舎整備事業、LEDへの更新という説明がございまして、
説明資料を見ますと、事務室等の蛍光灯改修、LED化一式、非常放送設備改修一式、
電気高圧引き込み設備改修、空調機配管、温水器改修一式となっていますけれど、これ
それぞれ幾らずつかかるのか、説明をお願いいたします。

以上です。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） それでは、お答えいたします。

61ページの、まず、役務費の通信運搬費であります、庁内全般にわたる郵便料でござ
います。1年間の郵便料470万円ということでございます。

次に、使用料の官報情報検索システム使用料2万6,000円でございますが、これは、以
前から官報というものが国のほうから送られてまいりますけれども、これを紙ベースで
送られてくるものを、パソコン、要はインターネットから官報の情報を検索して情報を
得るというようなものです。それが年間の費用2万6,000円ということでございます。

次に、インターネット電子版の書籍情報使用料であります、これは、平成24年度か
ら、議会議員の控室にございます加除式書籍のインターネット電子版への切りかえとい
うことで、年間6万6,000円の計上でございます。

次に、役場庁舎整備事業の工事請負費、改修補修工事費の637万円の内訳であります、まず、2階の総務課の後ろ側、副町長室の前側になりますが、ここにある非常放送設備が老朽化に伴いまして、改修をするものですが、140万円。

次に、電気高圧引き込み設備の改修、これも老朽化に伴う改修であります、100万円。

事務室蛍光灯のLED化であります、これは、庁舎内全ての電気をLED化するのではなくて、通常、事務をしている事務室、これが一番電気を普段つけておりますので、この部分についてLED化ということで、325万円。

最後に、空調機内部、加湿配管ノズルチップ更新ほか、これが72万円という内訳でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 郵便料なんですけれど、補正していますよね、24年は。それで、役場で郵送をかけたりするとき、文書を発送するようになっているのかわかりませんが、同じような文書がたまたま、違うところから別々に私の家に来たりする場合がありますけれど、そういうのを整理できるような仕組みってないものなのかな。あるいは各課まちまちに文書が出るときに、それが続けて税務から来たり、町民課から来たり、いろいろする場合ありますよね、役割は別だから、これはしょうがないんですけれど、そういうものも一定数をまとめて発送するとか、そういうことはできないのかというふうに私たまたま思うんですよね。それは、そういうふうと思うんですけれど、何か改善の余地がないかなというふうに思います。

それから、インターネットの電子版書籍、これは24年度当初からありました？私、遅いから伺いますけれど、当初にはどこかに、別なところにあるのかな、議会費か何かにあるのかな、よくわかりませんが、当初は官報しかないんですけれど、どこかで補正組んでいるのか教えていただきたいと。

それから、官報のほうなんですけれど、文書できたのが、今度は検索でやらないと、インターネットを使って検索でやらないとならないんで、検索使用料がかかるということなのか、それとも来たやつをきちんと整理しておいても、探すのが大変で、これをやったほうが事務的にスムーズにいくということで、この予算を見ているのか、そのあたりを説明をしていただきたいなというふうに思うんですけれど、ひとつよろしく願います。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） まず、インターネット電子版書籍情報使用料につきましては、これは、24年度の当初では計上しておりません。補正で計上をさせていただいております。これは、切りかえを行うということで、向こう側からの情報でありまして、それにあわせて補正予算を計上し、6万6,000円の予算を計上した。引き続き25年度もということでございます。

内容については、条例解説というものがございます。このウェブ、それと、E例規ク

ラブという、専門用語の、商品名になるかと思いますが、これが内容としては5万円、条例解説のほうが約1万5,000円ということで、この計上をさせていただいているということです。

あと、官報ですけれども、紙情報も割かし早くこれまでも来ていたんですけれども、それよりもインターネットでの検索のほうが早い、そこに立ち上げも早いということで、必要なものについては、その中からプリントアウトができますので、こちらのほうを使用したほうが町としての情報も早いだろうということで、これに切りかえたものでございます。

それと、郵便のそれぞれの配布される世帯が同じであるものに対して、別々の書類を一度に1枚に、少なくとも1枚に集約をして配布できないかということでもありますけれども、基本的に、今、総務課としては、各課から上がってきたものを単に郵便局のほうにお出しさせていただいているということですが、事務の繁雑化を考えると、かなり難しいかなと思いますが、この辺は少し検討をさせていただきたいと。できるかどうかわかりませんが、検討をさせていただきたいというふうに考えています。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 官報インターネットについてはわかりました。

ただ、案内文書みたいのがあるでしょう。例えば、何か式典をやるだとか、そういう場合に、役場から議員の私に來たり、自治会の私の來たり、文章は全く同じなんですよ。ですから、そういうのを私は。役場で郵送する場合は、一般的に封書は80円なんです。50円ぐらいになっているんですか、その辺わかりませんが、1通分はやっぱり無駄のような気がするんですよ。そういうのを、そこまで細いこと言うなと言うのかもしれないけれど、できないのかなというふうに私は思うんですけど。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 恐らく谷口委員だけではなくて、他の委員の皆さんも同じような意識を持たれているかと思います。所管課が同じであれば、それは1枚のものに集約はできるかと思います。これについては、まずはそのような形でさせていただきたい。同じ所管課のものについては。

ただ、他の、何課かにわたるものについては、先ほど答弁しましたとおり、もう少し検討をさせていただきたいということでございます。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

7番、金橋委員。

●金橋委員 それでは、1目一般管理費の59ページ、顧問弁護士の報酬についての部分です。60万円、これが妥当な金額かということで、私もちょっと調べたら、結論からいうと妥当です。ただ、平成16年3月31日で、弁護士報酬会規は廃止されましたということ

で、この弁護士の報酬は自由化され、この弁護士の報酬に関する規定に伴い、各弁護士が自由に報酬を決めることになりましたとあります。

私が考えたのは、それこそ聖域なき何とかというようなことを言った人がいますけれども、町長も副町長も教育長も削減しています、給与。弁護士さんに幾らかまかりませんかということをちょっと言えないのかどうかと。要するに、60万円です、これが1万円か2万円か、何%か下げていただけないでしょうかと。

それともう一つなんですが、厚岸町の顧問弁護士さんというのは、そのままかわらないでずっと、以前の弁護士さんできているのかということなんです。ということは、結構ご高齢になられているのではないのかなということがありまして、それであれば、時代に合わせて、釧路市内でも若い弁護士さんもおります。そろそろいろいろと、もし継続して、ご高齢の弁護士さんであるならば、今後の、今の時代を考えて、そろそろいろいろと考えていかなきゃだめじゃないのかなというふうに思いまして、そのことについてちょっと内容を大づかみで、年間どのぐらいの件数が弁護士さんのところへ行って相談されているかという、つかみですよ、資料要りませんよ。そういうことでちょっとお願いします。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 顧問弁護士の報酬についてのお尋ねでございますけれども、まずは、これまでと顧問弁護士については替わっておりません。確かにご高齢ではございますけれども、まだまだ元気でありますし、また、その知識等についても、私どもも十分参考にできるといいますか、役に立つ情報をいただいておりますし、知識もまた、そのような知識からいろいろな助言等もいただいております。ですから、今の現状としては、まだまだこの福岡弁護士で大丈夫だろうというふうに考えておりますし、今、町として他の方にかえるという意向はございません。

この顧問弁護士の報酬についてであります。当然訴訟等がある場合については予算計上させていただいて、別にその費用をお支払いすることになりますけれども、普段いろいろなご相談等をする上で、その費用というのは特に、顧問弁護士さんにすると、いただいているわけではございませんので、この費用について高いということは、町としては考えておりませんので、この額をもって、これまでどおり支給をさせていただきたいというふうに考えています。

今、国家公務員の給与等で、確かに特別職と非常勤特別職の報酬等についても9.77%の減額をしておりますけれども、ここまで、顧問弁護士さんの報酬にまで反映させるというものではないというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 7番、金橋委員。

●金橋委員 まず、費用の分についていくと、こういうふうになってから、ちゃんと価格がわかるようにちゃんと掲示して、その上で、金額幾らですよというのは、それはわかるのですが、私が言っているのは、幾らかまかりませんかということです。安くなりま

せんかということです。1万円でも2万円でも。ですから、これは規定があるんであれば、それを払わなきゃいけません、決まりだから。弁護士の報酬の規定があるんであれば。ただ、それが1万円でも2万円でも安くなれば違うんじゃないですかということです。たとえ1,000円、1万円、2万円でも、先生、何とかありませんかということです。幾らか安くなりませんかということを言っているんです。

確かに今までの中で、そのまま予算で、60万円できているということは、5万円ですよ。一月5万円ですね。それは全くそのとおりで、通常は、1事業所、1カ月5万円。それと、個人的な事業の場合は大体5,000円だそうです。通常、相場が。だけど、私が言っているのは、ちょっと無理を言って、先生、何%かまかりませんかということを言っているんですよ。だから、先生と1回話してみて、先生、幾らか安くなりませんかということをお話されたらどうか。だめならだめで、それはしょうがないんでしょうということになるんですから。どうでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 結論から申し上げますと、月額5万円でやっていただくことのほうが、むしろ相当ご無理を申し上げているというふうに私ども感じておりまして、案件によりますけれども、先生のご意見を伺って、法的な解釈でありますとか、今後の対処、対応の仕方でありまして、アドバイスをいただいて、事務執行に役立たせていただいているということでありまして、これは、法的に規定されている、根拠を持った報酬ではございません。

厚岸町全体のさまざまな、軽微といいますか、訴訟できちっと訴えられているような案件については、また別枠で、弁護士法に基づく報酬の査定方法があるわけですから、成功報酬ですとか着手金ですとか、手数料ですとか資料代ですとかというものについては、それは個別の案件で予算措置をするということになっておりまして、この目で60万円と設定させていただいているのは、その個別の案件以外のところで先生の知見を拝借したい、アドバイスをいただきたい、ご指示をいただきたいという案件でやらせていただいているものについて、予算措置をさせていただいておりますので、前段申し上げましたように、これを値切るといようなことはいかなるものかと。これは、ほかの自治体の例やなんかも調べさせていただきました。

これもずっと、何年かになりますけれども、据え置いて、むしろ物価にスライドするような形で報酬を上げることができればよかったんですけども、ご無理を申し上げて、ずっと据え置いて、当初からこの値段でお願いをしているという経過がありますので、そういう背景もご了承をいただきたいなというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 7番、金橋委員。

●金橋委員 わかりました。それで、今後、ご高齢なので、この先どういうふうになるかわかりませんが、新しく弁護士さんを厚岸町でお願いすることになりましたら、今言ったことを含めて、いろいろと検討して、その上で、ある程度年齢だとか

も、いろいろ考えながらということもちょっと考えておかなきゃダメじゃないのかなと。その弁護士の先生も、私も仕事の関係でいろいろお世話になったという経過もありますから、よくわかっています。ただ、ご高齢なのでというのはちょっと気になった部分なので、それをちょっと考えていきたいと思います。

これで、質問を終わります。

●委員長（佐藤委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） ご心配よくわかります。かなりのご高齢に達しておられる方がありますが、まだまだお元気で、適切なアドバイスをいただいているという状況でありますので、そういう事態になったときには、あるいはなるとということが予測できたようなときには、今、ご提言をいただいたことを考えて対処してまいりたいと考えます。

●委員長（佐藤委員） 他に、1目ございませんか。

12番、室崎委員。

●室崎委員 10番さんのお聞きした後なので、簡単にさせていただきますが、役場庁舎整備事業としてのLEDに替えますよという話が出て、それに325万円というふうになっていました。今、電気をいかに節約して、しかも作業能率を落とさないようにしていくかというのは非常に重要な課題になっていますよね。厚岸町の役場でもそれを行うんだろと思うんですね。こういうふうにしていますというのは、町民に対しても大きなデモンストレーションになるわけです。

それで、この費用対効果といいますか、これを電球というんですか、あれから蛍光灯にかえると随分使用する電気量は減りますよね。これLEDにするとまたぐんと減ると思うんです。それから耐久力も相当長いようです。そういうことでの、どの程度、簡単に言うと得になるのかと。3百何十万円かけてどれだけの効果が出てくるのかと。単年度だけで言えないかとは思いますが、わかる範囲で結構ですから、そういうものを示していただきたい。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 端的に申し上げますと、5年間でこれにかかる費用が、まずはゼロになると。それ以降については、逆にLED化することによって費用が軽減できるというようなことで考えて、そういうシミュレーションを考えております。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 それで、それだけでは、本当の金銭的な話で終わってしまうので、私の言っているのは、もうちょっと、さっきも言ったように町民に対するデモンストレーション、現在、いかにして電気を節約していくかというような、単にそろばん勘定が合いさえす

ればいいという以上のものがあるって、こういうことをやるんじゃないかというふうに思うんですよ。ですから、例えば今、1時間に100ワットアワーだったのが50ワットアワーになりますよとか、そういうようなものを含めて、これによる、何というのかな、メリットとでも言うのか、それをやはり示していくことが大事だと思うんです。

それから、時間もないからついでに言っちゃいますが、というようなものをきちんと示して、厚岸町役場では、事務をとっている場所についてはLED化しましたと。このようにするとこんなふうになりますと。こんなふうになるのが、懐からどンドン出して、世のため、人のためにやっているんじゃないくて、自分にとっても、5年過ぎると得ですよというようなものを含めて、やっぱり町民にアピールしていかなきゃならない。厚岸町は先鞭を切ってこういうことをやっているんで、皆さんも考えてくださいということだと思うんです。テレビのコマーシャルかなんかで、節電にご協力ください。それだけで終わっても人は動きませんよね。だからやっぱり町としても節電にご協力しているわけですから、そのことを言うていくためには、単に5年たったらプラマイゼロになりますと、その後は、むしろプラスですよ。この話だけではないと思うので、そのあたりをきちんとご説明いただきたい。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 今回、25年度で役場庁舎の一部LED化ということを予算で計上させていただいて、ご審議していただいているところでありますけれども、町としては、政策としてこれを、今後これが有効であるとしたならば、当然他の施設でも、こういう形で進めていくことになるかもわかりません。これについて、町の政策として、まちづくり推進課、さらには環境政策課等々と、町民へのアピールと、また、町民への、このような形でのLED化ということも提言していきたいというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 何遍も立たせないでください。それはわかりました。だから、具体的に、今、LED化、3百何十万円かけてやるわけでしょう。そうすると、同じこと何遍も言うの嫌なんですけども、今1時間当たり幾ら幾らかかった。何ワットアワーというのかな、それがこれだけ減りますと、机の上が暗くなったわけでもありませんというような対比があるでしょう。そうすると、年間に電気使用量ではこれだけ減る。電気料ではこれだけ減る。それは、かけた費用との関係では、5年でこうなる。そういうような一覧表みたいなものは当然つくってやっているんじゃないですか。そういうものをきちんと町民にも示したらいかがですかということを聞いているんですよ。今後ともうまくいったらやりますよ。それだけではどうにもならないですね。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 年間消費電力の削減比率でありますけれども、これは57%省エ

ネができると。消費電力の削減量についても、約2万8,600キロワット削減できる。年間の電力料については約35万円のダウンと。年間基本料についても21万5,000円のダウンということで試算をしているところでございます。これらが1年1年積み重なって、先ほどの5年間でのゼロベースということになるかと思います。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 社会的な効果があるというか、社会的要請に応じた施策を行って、しかもそれが町に広がっていくべきであると考えるときには、大いに厚岸町はこういうことをやっていますと、こういう結果を出しますと、皆さんいかがですかというPRをすべきだと思うんです、私は。いわゆる率先垂範というやつですね。ですから、今のようなお話は、やはり広報あつけしなり何なりに載せて、町民みんなが、役場に来て上を見た人だけがわかるんじゃないくて、みんながわかるようにしていくことが非常に大事だと思います。それによって心を動かされて、我が家の蛍光灯もLED化にしようかという方が1人でも出てくれば、大いに効果があるわけですね。そういう点も考えた施策を今後進めていただきたいんですが、これに関していかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

厚岸町には前例もございます。今回、節電でございますが、ご承知のとおり、環境マネジメントシステム、これが役場で始まって、今では学校、さらにはまた、町民ということで進んでいることはご承知のことと思います。環境のまち厚岸ということで、このシステムが成り立っていると、私はそのように思っております。

それと同様に、今回のLEDを利用した節電というものが、どの程度効果あるか、先ほどお話ししたとおりであります。その実績をもっと町民にPRしながら、節電というものは大事だということを町民にアピールすることが大事であろうと、私もそうに考えておりますので、まず第一歩の節電と、役場が進んでやるんだという意気込みでやっていきたいと。そして町民にアピールしてまいりたいと、そういうふうを考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

（「結構です」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 他に、1目ございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

64ページ、2目簡易郵便局費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3 目職員厚生費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 4 目情報化推進費。
12番、室崎委員。

- 室崎委員 ここで、前もって資料要求をしておりました光 I P 告知情報端末と防災行政無線との関係とといいますか、どういうものがどっちでもって報道されて、どっちには載っていなかったのかというのを、1、2、3、4、5 カ月分出していただきました。非常に詳細な資料をつくっていただいたことに感謝いたします。

それで、町民の方から、1 人や2 人でなく、いろいろお聞きしたのは、I P に載っているけども、防災行政無線で言わなかったねという話はないんですよ。防災行政無線で、後ろのほうだけちょっと聞いたと。前のほうまで聞けなかった。慌てて I P のほうで確かめようとしたら載っていないと。この声が非常に多いですね。

それで、見ていきました。これもけさ渡されたのでちゃんとは見ていないんですがね。例えば、余り例えに使うのはよくないんですけども、見落としても、聞き落としてもさほど生活に支障がないであろうと。関係者には、恐らく別便できちんとして行っているであろうというような行事もあります。ですけれども、これ聞き落とすと落とさないで、生活に影響が出てくるようなものもありますよね。

それで、そっちのほうで言いますと、10月にインフルエンザの予防接種についてなどというのがありますね。これを、ああ、やっているのかということ聞いたんだけど、2 回繰り返しますね、防災行政無線は。その2 回目の後ろのほうで聞いて、あれあれと思って、そういうので、自分に関心がある、あるいは自分には、非常に生活に影響があると思う人は、やっぱり I P 告知で確認しようとするんです。そのときないんですね。そうするとやっぱり、どうなっていると。

そして、I P 告知には広告がありますんで、そういうものだけが目立つんですよ。広告するの悪いと言っているんじゃないですよ。そういうものと一緒になりまして、差し当たって自分に必要のないものばかり出てくるという印象を持ってしまう。そのことは、今度、I P 告知を全然当てにしなくなるという作用をしてくるわけです。これは非常に問題だと思ひまして、今回、資料を出していただいたわけです。

もう一度お聞きするんですが、これ恐らく抽象的な形で、重要なものについてはやりなさいというような規定はどちらにもあると思うんですが、具体的に、もうちょっと具体的に、いわゆる運用の中で、どういうふうに振り分けがされているのか、これについてお聞かせをいただきたいわけであります。

- 委員長（佐藤委員） 総務課長。

- 総務課長（會田課長） それぞれの規定はございますけれども、正直なところ、その振り分けというものは、きちんとした形で定まっていない現状にございます。

今、委員おっしゃられたとおり、インフルエンザの予防接種でありますとか、夜間予防接種のお知らせでありますとか、こちら辺については生活にかかわってくる案件でございます。ですから、本来であればＩＰ告知で、防災行政無線では、どうしても文章自体も要約した形でお知らせをする形になってしまいます。これは長くなってしまうと、逆に何をお知らせしようとしているかがわからなくなってしまうということもあって、防災行政無線では、そのような形をとらせていただいています。ですから、ＩＰ告知ですと、今、委員おっしゃられたとおり、まだ詳しい、詳細なお知らせができるだろうということを考えれば、これは、改めた上で、防災行政無線、さらにはＩＰ告知、両方流さなければならぬだろうというふうに考えますし、それら防災行政無線とＩＰ告知情報端末による情報の提供事項について、さらに精査を加えて、明確な形で規定をさせていただきたいというように考えます。

- 委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

- 室崎委員 それで、この資料をお願いしたときにもちょっとお話しをしまして、そのときにちょっと気になる担当課長からの発言があったんですが、原課で、原課というのは、それぞれの、恐らくこの内容について所管をしている課のことだと思うんですがね。そっちで、防災行政無線で流してくれと言ったから、そっち流したけども、ＩＰで流してくれとは言わなかったから流さなかったというふうに聞こえるような話があったんですがね。そこから推測するところですよ、全くの素人が、ＩＰ告知の総務のほうへの依頼書と、防災行政無線での依頼書は全く別ものになっているんですね。まず、システムそのものに問題があると思いませんか。そのあたりいかがでしょう。

- 委員長（佐藤委員） 総務課長。

- 総務課長（會田課長） 今、委員おっしゃられたとおり、防災行政無線については、総務防災係が担当しております、実際には。ＩＰ告知情報端末については広報情報係で担当しているというのが実情でございます、それぞれ集約をした形ではなくて、私のところには、実際には決裁は来ております。これまで、そのことについて、当然文書等については精査をさせていただいておりますけれども、それら、こちらがない、防災行政無線のほうでは放送されていない、ＩＰ告知では放送されていないという、突合しなごらの整理はさせていただいていなかったというのが実情でございます。

- 委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

- 室崎委員 ヒヤリハットなんていうものがありますね、病院なんかで使っていますが、そこでも見えてくるものは、本人がきちんと注意して、担当者が意識してやっていたらちゃんとできますよという話は、実は一般のいろいろな業務の中ではなかなか成り立た

ないんですよ。

今回のこれもそうで、総務課長さんがお忙しい中で、一つ一つを全部、右と左と一々こうやっているというのは大変なことだろうと思います。であれば、早い話が、そういうものについて、統合した用紙1枚あって、そのものに、こっちは要りませんから×、こっちは要りますから○なんて書いてあれば一目でわかるわけですね。そういうようなことを含めて、どういうふうにしたらいいのかというのは、これは関係者皆で知恵を出し合ってほしいんです。総務課何とか係だけの問題ではないんですよ。それをお願いしたいということです。

それで、次に行きます。このIP、簡単にIPというふうに略して言われてもらっています。告知情報端末ですね。これが設置されてから何年かになりました。これは、要するに絵が出てきます。非常に、そういう意味で最先端に行くものであるという説明がありました。これを使っていろいろなことをやっていきたいんだという話もありました。

具体的にどんなことをやるんですかと聞いたときに、買い物弱者、これを解消するために新しいシステムをつくって、このIP告知をつくってやるんですと、高らかに宣言なされた。

何か先進地まで、町職員だけでなく、関係者みんなでもって見に行ったそう。じゃ、具体的に何ができたのか、あれから何年たちましたかね。全く今も動きがない。前に一度聞いたときには、行ってみたら、向こうは大きな町で、厚岸町のような山間僻地とは全然違って、役に立たなかったというようなお話があった。行く前に地図を見たら、どの程度の規模の町だかもわからないで行ったらしい。事前調査は何をやったのかということになります。町民の中には、こういう話をすると、遊んできただけだろう、一口でもって切った人もいます。結果が出ない以上、答えようがないわけです。

それから、そのほかにどういうことをやっていますかということをお聞きしました。私のほうで、思いつきで提唱した、心和園の入居のお年寄りと家族の方がテレビを見ながら話をするというようなことも考えてはいかがですかと言ったら、すぐそれは実現したそうで、これはありがたいと思っています。それから、社協がお年寄りのところに、お元気ですかと声をかける事業は、電話料もかかりませんし、顔も見られるというので、非常にいいよという話も聞きました。この二つは、私、評価しています。

あと、道内で幾つかつけた自治体の使い方に関してのアイデアを出し合って、お互いに研究しましょうやという協議会のようなものもできたと聞いていました。さあ、そこで何が出てきたんですか。今年度というかな、何をやりましたか。来年度どんなことやりますか。その点についてお答えをいただきたい。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） まずは、IP告知情報端末と防災行政無線との放送に関して、これについては、今それぞれの分かれた申請用紙を同じ形にして、これまでのような漏れがないような形で進めていきたいというふうに考えています。

それと、厚岸情報ネットワークを使った新たな事業ということでございますけれども、視察後、担当課との協議の中で、また、担当課においていろいろと協議をしてまいりま

したけれども、結果として、買い物弱者の運用には、今現在至っておりません。また、これまでのご答弁の中で、福祉関係においても、このＩＰ告知を利用していきたいということもお答えをさせていただきましたけれども、今現在では、その運用には至っていないという現状にあります。

また、この25年度についても、どのような形で行うか、それ以降についても、どのような形で行っていくかということも、まだ計画等については、今お示しできるものはないのが現状でございます。

既にいろいろな形で、このＩＰ告知情報端末を使ってさまざまな運用を行っている自治体もございますけれども、町としても、今現状では、今後それぞれの担当課とも話をしながら、協議をしながら、どのような形で運用ができるかということ、もう既に2年が経ってしまったのお話ではございますけれども、さらに検討し、研究をさせていただきたいということでございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 ほぼ1年前にも同じ話を聞かせていただきました。この後、何回同じ話を聞かされるのか、もし今からわかっているのであればお聞きしたいとまで言いたくなりますが、そのような意地の悪いことは申し上げません。進めていただきたいんです。せっかく入れたものが、無用の長物だと言われないように、ハード面のほうはでき上がったんだけど、ソフトがついていかないんですというようなことのないようにお願いしたいということです。

その上で、次のこととお聞きいたしますが、ホームページに、最初の画面のところに、町民の皆様へという、頭のほうにありますね。それから、厚岸の観光の方にというのがあります。観光の方にというのはちょっとこっちへ置きまして、町民の皆様へというところでホームページを見させていただいております。

それで、今、先ほど資料まで出していただいて、ＩＰ、それと防災行政無線での、こういうものを知らせるかという対応についてお聞きしました。これホームページにもいろいろな、町民の皆様へのお知らせというのが載っています。これが、この三つが全部同じになるとは私は思いません。ホームページに載せるときの基準といいますか、これはどんなふうになっているのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） ホームページに掲載をする場合につきましては、やはりこれも担当課から起案等がありまして、総務課のほうに合議が回ってきて、その内容について総務課で精査をして、ホームページのほうに立ち上げるというような手順で行っているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 私の発音が悪いんでちょっと誤解されたんでないか。私、基準と聞いた。手順と言ったつもりはないんですよ。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 基準と言われますと、特に何かしら要綱等、規定等で定まったものはございません。これは、前のシステムもそうですけれども、これまで運用してきた中で、町民等へお知らせをする事項について、重要なこと、それぞれの担当課で重要だと考えられる事項について、ホームページに掲載をしてお知らせをしてきたというのが現状でございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 あのね、先ほどちょっと私、思いつきで用紙の話なんかしましたね、飛びつくように、早速そのようにいたしますと言われると、私のほうはちょっと面はゆいんです。そういうことも一案として考えていただければいいことですから。

それで、ホームページに関してもそうなんです、結局、今、町民の皆さんに、ちょっと広報あつけし別にして、お知らせする割と素早い手段というのはこの三つだと思います。そうすると、そのときにどういうふうに載せたらいいかというのを、やはり中心になって判断する人が必要だと思いますよ。各原課がそれぞれの考えで、Aという課はこれも載せてくれと言うし、Bという課はほとんど要らないだろうと言うしということになると、何が基準で上がっているのか、内部ではいろいろあるかもしれないけれど、町民目線という言葉は使いたくないんです。ただ、役場目線というのがもし世の中にあったとすると、対する意味で町民目線というのが出てきます。

それで、いわゆる利用者ですね、受け手です。そちらのほうから見たときどうなのかという視点を変えた考えというのを持って進めていただかないと、どうしても自己満足になってしまう。そういう意味で、この点についてもやはり、いわゆる運用で、いわゆる言いがたいものだでは済まないんで、そのあたりをきちんと明確化していく作業というものを進めていただきたいと思います、いかがでしょう。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） それぞれの業務、また、それぞれの課等において、このホームページへの掲載について温度差があることは確かでございます。これらなくするために、総務課としては、やはりそれぞれの課のほうに指示・指導をしていかなければならないんですけれども、今、委員おっしゃられたとおり、全ての課が同じ意識を持ってこのホームページを活用するに、さらに指導していきたいと。

また、それを統括できる人間の育成ということも必要だと思います。職員の育成ということも必要だと思います。それも含めて、これ以後、研究をさせていただきたいというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 まずは、あなたが統括しなきゃだめですね。冗談でなく。

それで、もう一つお聞きするんですが、今回、ホームページを見せていただきました。そうしたら、長いことあった何とかマップ、あれもちゃんと今、直している最中ですよというのが出ておりまして、しかもその文章は非常によくできていて、誰しもがなるほどなと、そういうわけで今ハザードマップ、これは改訂中なんだなということがよく理解できる。そういうものになっていました。

ひところの大変悲惨な状況から見れば、随分とホームページはよくなったと思います。その上で、なおかつ申し上げる。隅から隅まで見れなかったので、一つ目についたところを一例として挙げます。これさえ直せば全部よくなるという意味では決してありませんから、その点は誤解のないようお願いしたい。例に挙げられたところは大変迷惑でしょうけれども、それは勘弁していただきたい。

届け出で証明というのがあります、項目で。それを引きました。そうすると、そこにはいろいろな、印鑑証明書の申請書から、いろいろ出てきますが、町民課の関係しか出てこないんですよ。町民課のところに出す証明が全部そこに載っているかどうかともわかりませんが。例えば固定資産評価証明書みたいなものはどうなるのかなと、あちこちいじってみました。

そうしたら、税金、まちづくりというところに、課税納税評価証明書一覧というのが青い字でありまして、PDFで出しますか、ワードで出しますかというような形になっていましたね。これ役場にお勤めの方にはよくわかるかと思うんですが、私なんかのような全くの素人には、届け出で証明というと、町民課であろうが、税財政課であろうが、産業課であろうが、みんな申請書だか証明をお願いするということになれば、届け出で証明なんです。だからやっぱり、何というかな、よくありますよね、差し押さえだとか、競売の告示というものがこの役場にもあると思いますが、網のついたガラスの前面にあって、中のところに罫紙10枚ぐらいが重ねって画びょうでとめてある。中身なんか見られないですよ。それでもそのところに1週間なり10日なり1カ月なり、一定期間ぼんと置いておけば、これで町民皆さんに、場合によってもっと広い人たちに告知したことになるというのがありますね。まだまだホームページの中には、そういう感覚が強いんじゃないかというふうに思うわけです。

例えば届け出で証明というならば、厚岸町の役場関係の届け出で証明皆載せておきやすいわけですよ。それから今度、税務関係を引いたら、税務関係のところでもまた載っていたって誰も怒りませんよ。どっちから引いたってぱっと出てくるというようなことをすればいいだけのことです。けどもそれが、この欄はうちの課の問題である、この欄は我が課のテリトリーであるというようなことで行われているんじゃないかという気がしてしょうがありません。

もっと利用者、この場合、町民の皆様というところから引いていますから、町民の皆様にとって、ただ、ホームページをぱっと見て、そういうことがわかる人が何割いるかという問題は、これは別ですよ。

だから、いろいろなＩＰ告知だとか、防災行政無線だとか広報あつけしだとか、いろいろなことでもって町は、みんなにわかるように広報を行っているんですが、私なんかは60をちょっと過ぎていますので、いわゆる電子機器を使ったりする年代の壁よりは大部分上のほうにあります。どうも50歳より下ぐらいのところに壁があるんじゃないかと、いや、もうちょっと今、上に上がっているかもしれませんが、それより上の年代の人は割と、コンピューターを使ってホームページなんかを見るようなことはないのかもしれないけれど、若い人という言い方は、悔しくて言いたくないんですがね。30代、40代ぐらいの人たちは非常によく見えています。こういうものを利用して、あるいは頼って、そして厚岸町の行政だとか、そういうものも自分に役に立つものを取り込もうとしていますね。

ですから、ホームページというのは、思ったよりも生活の中に溶け込んで、役に立っていると考えなきゃならないと思うのです。ですから、どうか使う人の立場に立ったホームページをどうやったらつくれるかということをもだまだ考えていただきたい。そのように思うんですけれど、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） ただいま一例を挙げて、委員のほうからご提言をいただきました。そういったことからすると、やはりホームページ上の中で縦割りの部分があったのかというふうに感じております。

その他の部分、当然、今挙げた一例だけではなくて、内容を再度精査をさせていただいて、町民の皆さん、さらには利用者の皆さんが使いやすいホームページにしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 暫時、休みのため休憩いたします。再開は3時30分からといたします。

午後2時59分休憩

午後3時30分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。

4目、他にございませんか。

6番、堀委員。

●堀委員 私は、情報公開ということでお聞きします。

昨年の第1回定例会のときに私、一般質問をさせていただきました。審議会委員等の氏名の公表、そしてまた、会議録等の公表をするべきじゃないのかということで質問をさせていただきました。答弁の中でも、公表についても、また、会議録の公開についても、十分実施の方向に向けて検討したいと。

ただ、当然運営審議会委員等の個人名の公表とかであれば、承諾関係というものも必要にもなると。また、会議録についても、公開の仕方、議事録のとり方とか、そういうものについても検討しなければならないから時間もいただきたいというような答弁をいただきました。また、会議録の公開に当たっても、やはりボリューム的なことから、ホームページ上での公開をしたいということで答弁をいただきました。あれからもう1年がたったんですけれども、協議というか、その内容、もし進んでいましたらお答えいただきたいと思うんですけれども。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） お答えいたします。

昨年、第1回定例会だったと記憶しております。委員のほうから、そのような形での一般質問を受けて、ご答弁をさせていただきました。

結果として、今現在、検討はしてこなかったわけではありませんけれども、実施には至っておりません。この会議の公開等につきましては、当時ご答弁申し上げましたとおり、情報公開条例の規定に基づく会議の公開ということになります。

ただし、運用に当たっては、附属機関等の設置及び運営に関する要綱というもので事細かに規定をしなければならないと。その上で、全庁総意の中で、この事項を進めていかなければならないということで検討してきましたけれども、実際に今、実施には至っておりませんけれども、さらに、他の市町村の例も見習いながら、どのような形で公開ができるのか、また、会議の公開等についても、当然会議の都度、今、議会でホームページで流しているとおりの、それらのお知らせもしていかなければならないということになりますから、これら運用がかなり複雑化するだろうということも考えられますので、再度検討させていただいて、早期の実施に向けて検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 他に、4目ございませんか。

8番、竹田委員。

●竹田委員 資料の請求をしていた部分だったんですけれども、IP告知の電話についてということで質問したいと思います。

同じ場所に、住所を変えずに、その場所で住宅を解体したときに、IP告知電話の撤去をします。その後、新築をした場合に、IP告知の電話をもとに戻すとなったときに、距離等が変わった場合、取り付け費用以外に電柱からの引き込み料プラスになるということで、費用的にも6万円から8万円を超える、そういう見積もりが、業者に頼むと出てきたと。そんなにかかるんだったら取りやめますということで、IP告知電話をつけ

ないという人が最近、新築住宅を建てる上で、そういうことが起きてきたというお話と、町民からのそういう質問等がございました。それについて、町として、どのような内容で受けとめておられるのかということをお聞きしますということを書いていたんですけれども、それについて、まずお答え願いたいと。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） お答えをいたします。

まず、これらの費用がなぜかかるのかということの根拠について、まずはお答えをさせていただきます。

平成23年に厚岸町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例というものを制定をし、施行しておりますが、この中で、第9条の第3項で、宅内設備のテレビ放送用端子と、家屋等内のテレビ配線を接続する工事は、利用者が施工し及びその費用を負担するものとするという規定がございます。

また、第10条の第2項では、前項の規定による移転または、要は利用者が設備を移転する場合、移転または変更に要する費用、これも利用者の負担するという規定を設けていただいております。これに基づく利用者の負担ということになります。

町として、IP告知等々の設備の設置につきましては、新築の申請が建設課のほうに当然されます。その際、建設課のほうで必ず、新築等に当たっては総務課のほうに出向いて、このIP告知等々の設備の設置について協議をしてくださいということで、その申請の際にさせていただくようお願いをしているところでありますが、これが、実際に新築に当たっての申請の際、来られなかった場合もございますし、また、建築後に来られて、その費用を聞いた上で、整備をしないという判断をされたご家庭もあります。

本来であれば、町としては、せっかく町政情報をお知らせをするIP告知端末機でありますので、設置をしていただきたいということは当然ありますけれども、これはあくまでも設置をされる側の判断もございますので、ここは、当然費用もかかってくるということで、判断に任せているというような現状でございます。

実際に当初の設置に当たっても、費用は当時はかかりませんでしたけれども、これについても、設置をしなかったところもあることはあります。これが、新築に当たって、費用が多額なので設置をしないというところもありますし、いまだご連絡のないところも実際にはあるところでございます。これをやはり、先日、委員がおっしゃられた金額がかかることも事実でございますので、これを今のところ町としては、設置をしていただきたい旨のお話はさせていただいておりますけれども、現状では設置をされていないところがあるということでご認識をしていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 確かに費用もかかるのでつけないということで、最初からこんなものをつけてという人も、つける段階であったわけですから、たまたまそういう人が家を建てたとか、新築したとか、改修工事したときには取っ払っても、お金かかるんだから、最初か

ら要らないと思っていたんだから要らないやという人も中にもいたしましたかもしれないですね。

ただ、本当にせっかくこういう設備を町でもってしたということについて、やはり解消されるように努力をしていかなきゃならないというのは当然な義務でもあるというふうに思います。町の情報公開条例の中に、改築もしくは新築の場合は利用者の負担となるという、10条の2項にあるというふうに説明ありましたが、やはりいろいろな問題があるかもしれないけれども、納得させられる、そういった解釈をもって、つけないという人たちを、なるべくつける方向にしていかなきゃならないんだらうという努力義務はしなきゃならないという部分についてはありますよね、気持ちは。その辺はもう一度伺いしたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 防災行政無線を例に出させていただきますと、防災行政無線との整備をして、その後、やはり新築をされる家もございました。ただ、防災行政無線については、これは新築であっても無料で町のほうで貸与するという形をとらせていただき、その違いはあるかと思えますけれども、新築をするに当たって、配線工事に手間をとらないように建築会社さんのほうで、ある程度浸透したということで、穴を最初からあけて、そこに配線をするという形をとっていただいています。まだまだこの部分については、I P 厚岸情報ネットワークにつきましては、浸透がされていない部分があるのかなというふうに思います。

実際に新築をするに当たって、それを建築工事費の中に含めていただいている業者さんもございます。町としても広報等で、この辺の周知についてはさせていただいておりますけれども、今後、さらに町民の皆さんに浸透していくよう、さらには、今、未整備のところについても、ご理解をいただいて、せっかくの機器でありますので、設置をしていただくように説得をしていきたいというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 8 番、竹田委員。

●竹田委員 定かであるのかどうなのかということなんですけども、お客さんの中に、I P 告知の電話取り付け料見積もりをしたと。これの工事に当たっては、町の指定業者が行うということになっているということで、そのことをお聞きをして、その業者に連絡をとって見積もりをしてもらったと。たまたま別な部分でN T Tの工事屋さんがそこに出くわして、N T Tに直接これを預けていただければ、そんなに費用がかからずに工事ができるのになということによっていったということなんですよ。

であるならば、それが事実だとすれば、指定業者になっている方がどういう方法で、どういう形で見積もりをして、その内容が適切なのかどうかというのは、お客さんは全く知るよしもないし、なぜここまでかかるのかと言っても、かかるんだと言えば、あっそうですかしかないと。

ただ、指定業者でしかできないというところに一つの問題点があるのではないかと云

うことも危惧されるんですけども、そこはどうなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 休憩します。

午後 3 時44分休憩

午後 3 時45分再開

●委員長（佐藤委員） 再開します。

総務課長。

●総務課長（會田課長） 貴重なお時間、申しわけございません。

今、委員おっしゃられたN T Tでなければという部分がございましたけれども、逆にN T Tだと金額が大きくなってしまうということで、N T Tの関連する業者のほうにお願いすることも可能です。

ただし、これは、厚岸町役場にあるセンターと新築をされたところに設備を工事しますけれども、まずは、センター間のやりとりの中できちんと通信がされるかどうかいうことの確認が必要になってまいります。ですから、どこの業者でもできるというものではありませんが、そういった中で、N T Tとしては安く工事費が済むところにお任せをしているということでございますので、N T Tということだけではなくて、そのような対応をとらせていただいているというような現状でございます。

だからといって、町内業者どこでもできるかという、今言ったセンターとの通信のやりとりの中で、きちんと正常に通信されるかどうかの確認も必要になってまいりますので、あくまでも決まった業者になってしまうという現状でございます。

●委員長（佐藤委員） 8 番、竹田委員。

●竹田委員 総務課長、全く捉え方が逆で、I P告知電話の工事をする、いわゆるどこかの業者の下請さんが来ていて、その工事をやるときに、金額の高い安いを相談をしているときに、N T Tの工事屋さんというのは当然100%下請ですから、その下請さんがたまたま来ていたときに、その話を耳で聞いて、実はうちに直接やっていただければもう少し安くできるのになと。こんなにかかるはずがないということを言っていたということが、お客さんが耳にしたということで、町で指定される業者に対して不快を持ったということが私に伝わってきたんです。

ということであれば、問題点が解消されれば、町で指名されている業者以外でも工事を、誰でもというんじゃないですよ、今まで大工さんが、ピン袋を下げた人ができるという、そういう意味の誰でもというんじゃないくて、それは勘違いされると、それは当たり前のだ真ん中という話で、工事ができ得る許可を持った業者という選定をしたときに、どこの業者もということです。そういう意味での業者であれば、今後、安いところに依頼してもいいようにしてあげたほうが、より告知をつける、これつけなきゃいけない

なという説得をすることは当たり前。

たかがでもお金はかかるわけですから、電柱からの引き込みの距離によってさまざまな金額が変わるということは、お客さんも我々も、議会の最初の説明でも、僕も質問したときにも、よくわかっています。立地条件によって、右から左に動いてしまった。そのときに、やはり電柱から遠くになってしまったという事例もあります。逆に電柱に近くなっちゃって、隣で10万円かかったのが、うちは3万6,000円しかかからなかったという事例も聞いております。それはそれでしょうがないんですけども、ただ、安くやっていけるということが可能であるならば、業者選定という、今の指名という部分をもうちょっと幅広くしてあげたほうがいいんじゃないかという要望なんですけれど、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） できる限り利用者の負担にならないような形での手段について協議をしていきたいというふうに考えています。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 ここで、厚岸情報ネットワーク設備整備事業というのが606万9,000円あるんですが、こちらの説明を見ますと、N T T柱移転架線一式、北電柱移転架線一式となっているんですけど、これは、今まで張ったのを何かの都合で電柱を建てかえたり、そういう場合に、こういう移転費用みたいのがかかるというものなのですか。それともどこか新しいところに線を引いていったということなんですか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） お答えいたします。

この厚岸情報ネットワーク設備整備事業に計上させていただいております委託料二つきましては、N T T柱の建てかえ、それと北電柱の建て替えにかかわる部分なんですけれども、今、実際、厚岸情報ネットワークの新線を独自で柱を建ててつないでいる部分も、これがほとんどなんですけれども、そのほか、N T T柱を借りて新線を張っているところ、それと北電柱を借りて張っているところがあります。実際に、N T T柱ですとか北電柱というのは、特にN T T柱もそうなんですけれども、古い柱については計画的に建て替えを行っているところだそうです。北電柱については、年度当初での計画というのは、町側のほうには示されないんですけれども、これもやはり古い柱については建て替えを行っているということで、それを、新線をお借りしているところが、柱が建て替えられるということに対して、それぞれ北電、N T Tに対して支払いを行うというような予算になっております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、これはこれから毎年一定の、こういう電柱の更新みたいので架線を張りかえる、そういうお金が必要になってくるといふうに見なければならぬものということなんです。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 予算の上限はあるかと思いますが、一定のこれらの費用についてはかかってくるというふうに考えていただければと思います。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 わかりました。

それで、先ほど室崎委員がホームページのことをやっていたんですけど、私も60ちょっと過ぎたものですから、なかなか大変なんですけれど、ホームページでつぶやきだか、ささやきだかというのがありますよね、厚岸町も。あれって厚岸町は必要ですか。先ほどから、本当に使いやすいホームページをとという話なんですけれど、私も時にはやってみて、目的のところにとどり着けなくて困るのがたくさんあるんですけど、つぶやきだか、ささやきというのは、見ていて大した気分のいいものではないなというときもたまにあるんですよ。ですから、どうしても必要であればやらなければならないんでしょうけれど、何かあれにつぶやいたんだか、ささやいた人は、それはそれでいいのかもしれないけれど、厚岸町のホームページに必要なのかなと。どこかの個人がホームページを立ち上げているのであれば、それはそれで、そのとき経験したことを、そういうものを、よかったとかというようなことになっていくのではないのかなというふうに思いますけれど、町長がずっとささやいているんならいいんですよ。ですけど、そうでないわけですから、私は必要かなというふうに思うんですけど、いかがですか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） お答えいたします。

今、町のホームページでは、ツイッターというものも立ち上げて、できるだけ、きょう厚岸町で何があって、どのような行事があって、どのような様子だったということもお知らせをさせていただいています。これは、できるだけ早いうちでの厚岸町の情報を知りたがっている人たちへの情報提供ということで、ご理解いただきたいと思います。

そのつぶやき等につきましては、これもその一端として行っているものでございまして、それを、逆に言えば楽しみにされている方も中にはおりますので、今後の検討として、それら内容等についても研究をさせていただきたいというふうに考えています。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、あれはよかったと、いいねというのが相当あります？

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 実際にホームページに対するご意見の欄もありますけれども、それらの中で、意見はいただいたこともございます。よかったということもありますし、これらの内容等も含めて研究をさせていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 やっぱり効果だと思うんですね。そうやって褒めていただいたり、いろいろすれば、それはそれでいいと思うんですけど、私は、ツイッターなんか見たら、よかつたら、いいねとやればどこに記憶されるようになっていくわけでしょう。私やり方わからないから、見て、そういうのがあるんだなという程度のことしか知らないんですけど、やっぱりそういうものをきちんとカウントできる仕組みになっているのかなというふうに思うんですけど、そういうのが、この記事ではこれだけいい反応がった、この記事ではそうでもなかった。そうすると、厚岸町ではどういう記事を書けばいいんだなということにもなっていくのではないのかなというふうに思うんですね。余り効果ないんであればやめればいいし、そういうものをやっぱり検証していかないと、先ほどの話ではないけれど、せっかくのホームページがリニューアルして、見えるようにはなったけれど、表だけはいいいけれど、なかなかそれが利用しづらいとか、そういうものではやっぱり困るのではないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 今、委員おっしゃられたご意見も含めて、トータル的に町のホームページについて研究・検討をしてみたいというふうに考えています。

●委員長（佐藤委員） 他に、4目ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

5目交通安全防犯費。

9番、南谷委員。

●南谷委員 委員長、車両の進入禁止解除についてなんですけれども、他に直接相当する款がございませんので、ここでお許しをいただきたいんですが、よろしいでしょうか。

●委員長（佐藤委員） はい、どうぞ。

●南谷委員 ありがとうございます。

以前から私も質問をさせていただいたんですけれども、もう二冬を越しました。そろそろ見えてもいいんじゃないのかなと思うんですが、実は、イオンの裏側の駐車場の間に、イオンの本体と裏側の間に町道がございます。コンキリエのほうから下ってきて、右折でございますけれども、某自治会の会長さん連名での、厚岸警察署、町を通して嘆願書が上がっておると思います。それについて、一向にその後、交通安全協会の組織の中での検討ということで、今の警察の署長さんからの説明が1回あったんですけれども、今、取り組んでいるという話が昨年ありました、直接。ですけれども、ほかの町民からも、あのときの話どうなっているんだろうと。余りしつこく私も言えないんですけれども、その後も町民の中から、もう2年もののに一向に動きが見えないと、こういうことでございますので、その後の、現在での推移というんですか、どうなっているのか、まずお尋ねをさせていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） イオン駐車場の交差点の関係でございますけれども、これまでの経過と、今の現在について説明させていただきたいと思います。

道道の管理者であります北海道ですけれども、平成22年度に交差点改良の検討に入りまして、23年度において、道道別海・厚岸線の交差点調査設計業務を行っておりまして、平成24年に区画線の一部改良を行っております。現在ですけれども、この一部改良によりまして、安全確保がされまして、規制の解除が可能かどうか、現在、北海道と厚岸警察署と釧路方面の公安委員会とで協議している最中であると伺っております。

厚岸町といたしましても、早急に協議が終了して、規制解除になるように、北海道、警察に対して要望していく所存でございます。

以上でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、南谷委員。

●南谷委員 今、説明聞いて経緯についてはわかったんですけれども、平成24年ということは今年度ですよ。一部改良されたと言われるんですけれども、どういうふうに改良されたのか私はよく理解していないんですよ。その後、現在、調査をしていると、交通の改良された結果を安全基準に、当然今までないものを開放するわけでございますから、簡単にはいかないというのはよくわかるんですけれども、まず、24年度に一部改良した工事、どこがどういうふうになったのか、簡単でいいですからご説明いただきたいんです。

●委員長（佐藤委員） 町民課長。

- 町民課長（板屋課長） 安全帯ですが、斜めの線を引いている部分なんですけれども、そこを広げたということなんですけれども、それがその広さで妥当なのかどうかと、今、協議をしているというふうに伺っております。

- 委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

- 南谷委員 24年度に、私は気づかなかったんですけども、ここを調査しているということで、調査の結果、危険であると判断されれば、改良工事、解除にはならないと、こういうこともあり得ると。全然、交通安全、ルール上安全でなければ、危険であるという判断に至れば、そうすると、まだまだ、答えがいつごろわかるのか、どのくらいの期間、調査をするのかも今の時点ではわからないわけでしょうか。

- 委員長（佐藤委員） 町民課長。

- 町民課長（板屋課長） 今、協議している内容について、ゼブラ帯を広げたというんですけども、それが広げ方が足りないものなのか、それともゼブラ帯だけじゃなくて、ラバーポールありますね、あれを立てなければだめなものなのか、その内容まではうちのほうで確認はしていないんですけれども、その辺も含めまして、警察、北海道のほうに聞きまして、もし工事が足りないということであれば、その旨について、早急に工事をしてもらうよう要望していきたいと考えております。

- 委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

- 南谷委員 そうしますと、町としても厚岸警察署、交通安全協会のほうも解除に向けての、今の説明ですと、ある程度、解除に向けて前向きな方向で調査をしているというふうに、私はいいほうに理解をさせていただいたんですけども、全く実際によって、結果的に危険であるということではないんですよ。何となくニュアンスからすると、前向きに検討されているという理解を、そういうものがしっかりした上で、解除に向けた対策として、解除しても事故の起きないような対策も含めて、今、検討中だと、こういうことで理解をしてよろしいんでしょうか。

- 委員長（佐藤委員） 町民課長。

- 町民課長（板屋課長） 私たち聞いている中でも、どちらかという、規制解除に向けての協議内容であるというふうに感じております。

- 委員長（佐藤委員） 他にございませんか。
12番、室崎委員。

- 室崎委員 町内の交通標識に関して、いろいろと問題のあるところがあるということに

関しては、議会でも指摘をしたことがありますし、いろいろ議論になっていました。それで、町のほうで、そういうところをずっと関係各課集まって、通学路ももちろんですが、それだけでなく、いろいろと調べて、すっかり、例えば標識の色が焼けてしまって、よく読めないようなものは新しいものに取りかえるとか、いろいろなことを手配をなさったというふうに聞いております。

それで、1点お聞きしたいんですが、湖南地区から橋を渡ってきます。そして湖北地区におりますね。おりると、右に行こうが左に行こうが、90度曲がらなきゃなりません。その正面のところに、右に行ってもいいよ、左に行ってもいいよというふうに読める、白地に赤い矢印が書いています。あれは誰が見ても右にも左にも行けますよという矢印と思うんです。割と大きなものです。その割とすぐ向かって左側に、今度は、その白地に赤の4分の1ぐらいの大きさでしょうか、これも結構大きなもので目立つんですが、黄色というんですか、交通標識独特の黄色ですよね。それに黒字の矢印で、これは向かって左側だけに矢印が入っているわけです。そうすると、あそこの橋をおりてきた人は、白地の看板では、右にも左にも行けるよというふうに読むし、今度、その黄色の黒字の矢印では、左に行けというふうに読むわけですね。これは普通だと思います。どうなっているんだろうと一瞬思うわけです。一瞬の迷いは交通事故につながるわけですね。

この話は、前に詳しい人にちょっと聞いたんですけども、白地に赤字のは、こっちにもこっちにも行けるよという意味であると。それから、黄色地に黒の矢印は、道道厚岸線はこういうふうになっているんですよということを示す矢印であって、趣旨は全く違うから、並んでいたって何も問題ないんだと、こういうような話を聞いたわけです。一つ一つの標識の趣旨についてまで深く理解しているドライバーばかりが運転しているわけじゃないんですね。

この問題について、いろいろな町民からどうなっているんだろうという声は出ていますけれども、そのことは町でキャッチしていますか。それから、町としてはどういう見解をお持ちでしょうか。警察はまた、どういうふうに言っているんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） ただいま委員から指摘されました標識ですけれども、町としてもその標識があるのは認識しております。それで、我々も紛らわしいという認識でございまして、警察、土現のほうに対しまして、撤去してくれという要望を上げている最中でございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 わかりました。ぜひそれは実現して、おりてきたドライバーが一瞬おやっと思うような現象を起こして、交通事故のもとになるようなことのないようにぜひお願いしたい。

その上でお聞きするんですが、あそこに大型店ができて、あの道路が整備されたところから、議会でも何回か話があったように記憶しているんですが、あそこの交差点おりて

すぐ右に行くというのは、やはり交通の流れからいってちょっと無理があるんじゃないかという声があったんですね。そして、当初、左側だけに動かすように、大型店に入るにはぐるっと回って後ろのほうから入るというような流れをつくったほうがいいんじゃないかという話だったんだけど、どうもそのあたりも、なぜかぱっと前のほうから行っていいよというふうになってしまった。

どうもそのころの議会でのいろいろなお話を聞いていると、右折禁止にするだけの交通量がないからいいんだというような式の話で終わったような気がするんですけども、それは東京だ札幌だというようなところから見たら、はるかに交通量は少ないでしょうけども、やっぱり厚岸では、恐らくあそこは、この橋が一番交通量の多い道路だと思うんです。そういう中では、やはり少しでも、そして、あそこは橋の構造上、結構な下りがどーっと入ってきた先ですから、だからやっぱりいろいろな意味で、安全な上にも安全な方策をとられることがいいかと思うので、この点についても、町としてはどういうふうにお考えなのか、そして、どのように進めようと思っていच्छるのか、あればお聞かせをいただきたい。

●委員長（佐藤委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 橋の湖北側へおりしてきたところのカーブの右折の関係ですけども、私自身もあそこで、右折のためにとまっている車が前にあると、ちょっとどきつたり、特に冬場なんかは路面が滑ったりして危険な思いをしたことがあります。

それで、4課集まったときにもその話題が出ましたので、警察とかも交えまして、どのような方策をとったら一番安全なのか、また、規制が可能なのか、その辺、これからも協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

6目行政管理費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 7目文書広報費。

12番、室崎委員。

●室崎委員 昨年って、まだ今年度ですが、厚岸町は非常に画期的なことをしたと私は思っております。ことしのまちづくりというのをつくりましたですね。これは、新年度予算をわかりやすく説明したものです。この一番、恐らく先進的に行った町は、合併前の穂別町じゃないかと思うんですよ。ニセコがすごく、今、国会議員になっている方が、町

長になってそういうことを始めたときに、マスコミはすごい宣伝したんですけども、穂別町は、それよりはるか、それこそ10年も前からやっていたわけですね。それを私たち、厚文で視察に行ったときにぶつかりまして、それで、これはすごいことだなと思った記憶があります。それを厚岸町で平成24年度に実現なされた。私は、これ非常に高く評価していますが、新年度もそれは続けていくということでしょうか。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えさせていただきます。

厚岸町の計画というのは、総合計画に基づいて、3カ年実施計画というのがあって、各年度は予算という形になりますけれども、昨年、ことしのまちづくりというのを手がけたのも、ことしどういうまちづくりをするのかというのは、町長の執行方針で町民の皆さんにお伝えするところですけれども、それをいかにわかりやすく、町民の皆さんに知っていただくかという方法で、先進的に行っている他の道内、道外含めて研究をさせていただきますまして、去年初めて、ことしのまちづくりということで発行させていただきました。

ただ、私どもまちづくり推進課のほうで主体になってやっている関係上、どうしても全庁的、厚岸町全ての部署の事業まで及ばなかったということでは、一般会計、それと3カ年に載っている事業に絞った中で、初めてそういったものをつくらせていただきました。

平成25年度につきましても作成するべく、今、取りかかっております。ただ、本来であれば、3カ年実施計画と一緒に、そういったものもお配りできれば好ましいところなんですけれども、いかんせん、ことしにつきましては国の予算のああいった事情もあって、どんどんどんどん補正対応で動いてしまって、それが25年度事業に繰り越しになるということで、3カ年も、この議会が始まるまですごく動いてしまったということで、作業が遅れております。ですが、ことしにつきましては、このことしのまちづくりというものにつきましては、作成をして、広く町民の皆さんの目に触れるような形でしていきたいというふうに思っております。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 いろいろな事情があって、新年度予算が固まった、すぐ出すと言うようなことはなかなか難しいのはよくわかります。私も個人的に、町長の行政執行方針の各項目に予算を張りつけてみて、なるべくわかりやすいようなものをつくって知り合いに配ったこともあります。非常に皆さん一生懸命読んでくれます。自分に関係あるところを一生懸命読むんですね。なるほどなと思っていました。ただ、私が個人的にやるものなんていうのは実にちゃちでして、なかなかうまくできなかったんですが、去年、平成24年には非常に立派なものできて、私はこれは高く評価しています。

こういうようなものをどんどんと出していくことが、町長のいつもおっしゃる協働のまちづくりというものを実現していく基礎なんですよ。何か知らんけど、役場は、町

は何かやっておるわいと。あと、俺んちの前の道路ちょっと傷んできたから早く直してくれやという式の、俗に言う、町長、何とかしてくればっかりでは、協働のまちづくりなんていうのはおぼつかないです。やっぱり町全体がどういうふうになっているのかというのを、町民一人一人がわかって、それに自分として何ができるのか、あるいは町はこういうことをやっているけれど、これはこうすべきでないかというものが、みんなが自発的に出てくるときに初めて、いわゆる協働のまちづくりというものの実現が図られるわけだと。その基礎になるものをつくってきたということで、私はこれは非常に高く評価しています。

ただ、24年の協働のまちづくりには、画竜点睛を欠くというか、一点惜しまなくあるというのがありました。私も意識的に、このことしのまちづくりというものの話を随分いろいろなところでしてみました。ほとんどの町民は存在を知らないんです。こんな立派なものがあるということを知らないんですよ。去年はどのようなやり方をしたかというと、ホームページには載せたのかな、あとは、こうやって刷ってありますから、興味のある方はとりに来てください。それでは、なかなか大変ならば私のほうから持っていつてあげましょうというところで終わったんですね。

ところが、見てない、ことしのまちづくりというものを見ようかな、とりに行こうかな、持ってきてくれるんなら早く持ってきてちょうだいよと言う人はほとんどいなかった。余りなかったと思うんです、まちづくり推進課ほうまで電話をかけたような方は。やっぱりこれは、広報あつけしなんかと同じように、全戸配布しなければだめですよ。その点どのようにお考えですか。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 昨年、初めての試みということもありまして、今言われたように、広報紙のほうで、こういったものをつくらせていただきましたと。今言われたように、町民の方々、興味のある方についてはお問い合わせくださいというような形の周知と、ホームページ上で閲覧をできるようにさせていただいたということでございましたけれども、ことしの、今、作成作業を進めておりますが、その配布の方法については、今、広報紙に同封するような形というご提案も受けたところでございますので、そういったことに向かって、ちょっと検討させていただきたいなというふうに思います。

（「結構です」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 他に、7目ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 8目財政管理費。

10番、谷口委員。

●谷口委員 補正予算でも随分話題になっていたというか、取り上げられていたんですが、北海道市町村備荒資金組合、これの決算というのはいつなんですか。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） おおむね5月から6月ぐらいまでの間に、組織の決算というのは出されるものと思います。と申しますのは、配当の通知があるのが、大体そのくらいの時期ですんで、そのころかなというふうに考えておるところでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そこで、備荒資金組合の資金の運用というか、そういうものがどういうふうに行われているのか、例えばたくさんの各自治体からお金を集めて、それが、今の時代ですから、普通、ただ貯金に積んでおくというようなことにはなっていないんでないかなというふうに思うんですよね。それで、今また最近、株だとかいろいろなものがどんどん上がっていて、そのうちどこかではじけてしまいましたというようなことになるようなおそれのある運用なんかはないのか、その辺はどうなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 納付された納付金の運用でございますけれど、まず一番には、いわゆる市町村が発行する地方債、そちらのほうの貸し付けの原資になっているということです。それ以外に余剰がある場合は、国債、それから政府保証債、それから財投機関債など、安全なもので運用されているという状況でございます。そういった報告になっているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 決算が5月か6月という話でしたので、6月は無理としても、9月議会ぐらいに決算状況というか、私たちが見てわかる資料を議会に提出していただきたいというふうに思いますけれど、いかがですか。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ご質問者おっしゃられるような状況を、我々も提示された段階で、9月議会をめどにということでございますので、そのような資料をご用意させていただきたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

(「はい」の声あり)

- 委員長（佐藤委員） 他に、8目ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） なければ進みます。
9目会計管理費、ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 10目企画費。
10番、谷口委員。

- 谷口委員 81ページ、国土法事務というのがあるんですけども、これ毎年ありますよね。
これは何をやるための予算なのかちょっと教えてください。消耗品というのがあるんですけれど。

- 委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（湊谷課長） ご説明させていただきます。

この国土法事務につきましては、国土法に基づいて、土地のある一定の要件を満たす土地の売買を行ったとき、都市計画区域内であれば5,000平米以上、都市計画区域外であれば1万平米以上の土地の動きがあった場合に、国土の、土地利用のきちんとした利用を図ろうという目的で、こういった形での土地売買が行われているかというチェックを刷る法律になってございます。

厚岸町のほうでは、北海道を通じて、その事務を扱うための補助金を受けております。そのお金を通じまして、国土法にかかわる、こういった法律に基づく主な概要、こういったときには届け出が必要なんですよというリーフレットみたいのを、自前の、町の印刷機を回して、そして町民のほうに配布をするという形をしています。それにかかわるコピー代と紙代というような内容になっております。

- 委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

- 谷口委員 そうすると、厚岸町は事務的な仕事は別にしていないけれど、そういう周知をするためのお金がここに予算化されているということなんですか。

- 委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 予算で上げている分は、今、説明しただけですけども、そういった動きが出た場合には、厚岸町のほうに届け出が来て、厚岸町のほうで、こういった土地区分の中で、こういった売買が行われる。それに対して意見をつけて北海道のほうに申達するという事務を行っております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 その事務費は、今度はどこに載っているんですか。これは消耗品費だけですよ。事務費はどこにあるんですか。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） それにかかわる、相当ということで、実は、過去3カ年の、厚岸町なら厚岸町の取引の、その届け出事務の状況に応じて交付金というのが配分されます。その配分されたものをもって、厚岸町ではその周知の経費に充てている。あるいは事務用品にちょっと充てているというものが中にありますけれども、主には、そういった国土法事務をつかさどって、担当するにかかわる経費を国土法事務の中で見ているということでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 ここに出ているのは消耗品費でしょう。事務費ないんでしょう。需用費の中の消耗品費になっているんですよ。実際に事務にかかる費用というのはどこに出てくるんですか。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 国土法のこの取り扱いにかかわる部分では、交付金ということで国から北海道を通じて入ってきています。そして、その5万2,000円が、厚岸町が担う事務にかかわる経費ということで、国から交付金を受けているわけです。かわる事務ということで。ですから、過去3年間でどれだけの件数を扱ったかによって、その交付金の多くなったり少なくなったりというものがあります。その交付金を使って、国土法事務にかかわる事務を行ってくれということでやっていますから、この5万2,000円が国土法にかかわる、厚岸町が行うに事務に関しての交付金をいただいて行っている事務と。実際には、国土法自体の周知をするものに当たる経費であるとか、国土法事務を行うに当たってにかかわる消耗品をこの中で見ているということでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうしたら、両方見ているというふうに理解すればいいんだ。余り細かいこと

を言うなということですか、簡単に言えば。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 国から来ている交付金というのは、厚岸町が国土法にかかわる事務を扱うのに必要な経費を国が見てくれているということで、その経費を使って、厚岸町がやっているような、周知をなさいだとか、そういうものは一切ないんですね。当然、過去何年間見ると、これだけやっているんならば、均等割で幾ら、それと届け出件数割で幾らかかるだろうから、必要経費として厚岸町の分には5万2,000円の事務にかかわる経費を国から交付しますということで、補助金の形でもらうんですけども、それに端数がありますので、一般財源1,000円つきます。全体的には5万3,000円の中で、それにかかわる事務取扱も含めて行っているということでございます。

●委員長（佐藤委員） 10目企画費、他にございませんか。
9番、南谷委員。

●南谷委員 81ページでございます。ここで2点お尋ねをさせていただきます。

まず1点目でございますが、釧路地域活性化協議会、これにつきまして昨年も質問がございました。釧路の空港ビルの民営化の声があり、経営全体、釧路空港ビルは非常に運営が厳しいということで、ご答弁は、管内町村会、棚野町長が代表として経営に参画をしており、赤字路線で存続についても不安視の声を受けて、まず実態調査をされるという昨年のご答弁がございました。

これを受けまして、HACKの問題等いろいろ、我々にとっても釧路空港の存続というのは、私はそんなに不安視していないんですけども、昨年そのような答弁があって、それから1年たったんだけど、どうなっているんだろうという疑念に思いましたので、まず、その後、この動きというのはどうなったのか、お尋ねをさせていただきます。

●委員長（佐藤委員） 休憩いたします。

午後4時34分休憩

午後4時36分再開

●委員長（佐藤委員） 再開します。
まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 今、ご質問のあったのは、釧路地域総合開発促進期成会、これに絡めての質問かというふうに理解させていただきます。

ご質問者言われるように、釧路空港だけではなくて、道内の空港幾つかありますが、不採算ということで、国におかれましても、そういった検討の俎上に上がっていると。

道内と言えば、単独で採算がとれているのは新千歳空港だけということで、北海道のほうも含めて、今、昨年来動きはありますけれども、北海道としては、オール北海道の空港の中での検討に入ってくれというようなこともされております。

そういった中では、釧路空港というのは、道東の中でも一番利用客数の多い空港でもありますし、昨今でいきますと、台湾からの飛行機の新規就航、あるいはエアドゥによる就航、それと増便等々いろいろある中で、こういった上向きの、地域経済に効果を及ぼすような、そういった動きも出ている中では、当然この釧路地方の自治体としても、釧路空港の存続というのは大変重要な問題でございます。

そういった部分では、どうしても釧路市が中心になってという動きになっておりますけれども、必要に応じて、この開発促進期成会、5月か6月ぐらいにかけて、また各種要請行動、動くわけでございますので、そういった釧路空港の動きも見ながら、管内の調整を図りながら必要な行動はとっていかなければならないだろうなというふうには思っているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 大変失礼しました。勉強不足で、なお一層研さんして、このようなことのないように努めます。

総合開発期成会の事業だということであれば、それはそれで理解をします。しかれば、釧路空港が大変赤字でどうのこうのということではないよという認識に立っていればいいんですね、その辺については。まずこれが1点目です。

もう1点お伺いをさせていただきたいんですが、その下の国際地域交流、旅費90万3,000円計上されているんですが、説明では、村山・クラレンスの訪問予定となっておりますが、この内訳についてもう少し詳しく説明してください。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 釧路空港自体の運営は、ビルの管理としては極めて厳しい状況であると思います。ただ、経営が厳しいから廃止と、あるいは地域でという話には当然ならないだろうというふうには思っておりますので、まず、同様な存続活動が続けていかなければならないだろうなというふうには思っているところでございます。

それと、2点目の国際地域交流でございますけれども、昨年の予算と対比して、56万円ほど予算が増えている部分でございます。ほとんどがクラレンス市からの訪問団受け入れということの経費でございます。

実は昨年、30周年記念ということで、町長、議長初め町民の方々と一緒に、姉妹都市でありますクラレンスのほうに訪問させていただきました。その折に、市長のほうから、ぜひ厚岸町のほうにも、また来年訪問したいんだというお話がございました。それで、時期的な部分は、その際、余りはっきりしていなかったんですが、当初予算案の検討の中でも、そういった市長さんからの話があるからには、当初予算で計上すべきだろう。ただ、時期、それと人数がはっきりしない中で、どこまで計上すべきかなということも

思ったんですが、実は、22年5月でございますけれども、前市長が22年5月に、市議会議員さん含めて5名の方で厚岸町のほうに来町していただきました。いろいろな交流もさせていただきましたが、それと同程度の経費を当初予算の中で見させていただいて、時期、それと向こうから来る人数等々が確定した中で、必要な経費については補正もお願いしながら対応させていただこうということで、新年度の中で、22年と同程度の予算計上をさせていただいております。そういった形で今進めているところでございます。

それで、90万3,000円の旅費の中身ということですね。実は、90万3,000円は、これは、今、説明したクラレンスとは関係ありませんで、友好都市であります山形県村山市への、ふるさとフェア、厚岸物産展参加ということで、かかる経費を見させていただいております。町の職員8名をもって、3泊4日で訪問をするということで、昨年と同じ日数で、同じ人数で、ただ、旅費的には、若干経費のアップがありましたものですから変更はありますけれども、この90万3,000円につきましては、ふるさとフェア、村山に行く職員の8名分の経費ということでございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 わかりましたよ、90万3,000円は村山なんでしょう。クラレンスの部分はどうなんですか。僕が早とちりして聞いているのかもわからないよ。説明受けたときに僕メモったものだから、そういうことなのかなと思ったんです。それでそのとおりに聞いたんだけど、そうしたクラレンスの訪問は、来られるというのは理解したんですけど、財源はどうなるんですか。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 今、質問者言われた財源でございますが、クラレンスのほうにかかる経費については、全て一般財源ということになっております。

（「よろしいですよ」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 他に、10目企画費ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

11目財産管理費。

10番、谷口委員。

●谷口委員 ここの財産管理費、ちゃんと説明を聞いていなかったのかどうか、私も自信がないんですけど、公共下水道事業受益者負担金144万6,000円とあるんですけど、これはどこの受益者負担金なのか、厚岸町の施設なんだろうなと思うんですが、教えて

いただきたいと思います。

それから、消防設備の施設用備品購入、消火器を更新するというような話だったと思うんですけど、409万9,000円、これについて説明をお願いいたします。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） まず、2番目の消防設備でございますが、これにつきましては、一昨年から消防法が変わりまして、町有施設の消火器を私どものほうで、消火器を更新しております。23年度から防衛施設周辺整備事業調整交付金により、有利な財源をもって町有施設の消火器の更新をしております。23年度は259本やりまして、24年度は223本更新していまして、ことしは最終年、354本をこの予算で、409万9,000円で更新するという内容でございます。

それから、1点目の公共下水道事業受益者負担金でございますが、公営住宅、職員住宅関係の公共下水道の受益者負担金、今年度分の支払いが、支出が144万6,000円という内訳になってございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 公共下水道事業受益者負担金というのは、一般町民の場合は、下水道管が引かれた場合、納めるのが受益者負担金ですよね、水道課長、そういうことで間違いないですよね。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） おっしゃるとおりです。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 何で今ここに受益者負担金、昨年度もあるんですけど、公営住宅だとか、そういう住宅が最近下水道が布設されたところに新しい建物できたんですか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） なぜ毎年このように出てくるかといいますと、供用開始された区域が、それぞれ年々供用開始されていきます、下水道。それで、供用開始された年から5年間に分けて支払いをしているものですから、毎年、同じ物件なんですけど、5回払いで出てきて、ことしもその分が出てきているという内容でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

- 谷口委員　ちなみに新年度の負担金、それから24年度の負担金は、どことどことどこなんでしょうか。

それから、施設用備品の消火器の更新なんですけれど、これは、町有施設ということになると、集会所含めて全てをいつているのか、ことしの354本というのは、どういう施設が主な対象なんでしょうか。

- 委員長（佐藤委員）　建設課長。

- 建設課長（高谷課長）　ことしの施設は、354本になっていますが、これは、3カ年に分けて実施してきているわけですが、やはり優先順位を決めてやっています。ことしはどこの箇所かといいますと、最後に残っている役場庁舎、し尿処理場、ごみ処理場、斎場、改善センター、各集会所、それから漁村センター、酪農ふれあい館、堆肥センター、町営牧場、水道課の終末処理場だとか中継ポンプ場だとか、そういったところも入ってきていますし、学校給食、太田地区公民館等々、それからスケートリンク、海洋センター、保健福祉総合センター「あみか」、町立病院の医師住宅ということで、全354本の消化器を取りかえるという内容でございます。

それから、24年度で新しく発生した受益者負担金の団地でございますが、宮園3丁目、宮園団地の部分で143万7,400円ということで計上させていただいております。今年度も同じ金額がまた支出ということで、これが平成28年まで続くわけでございます。同じ金額が。

- 委員長（佐藤委員）　10番、谷口委員。

- 谷口委員　宮園と白浜どっち早かったですか、下水道。白浜かなと思ったんですけど、宮園なんですか、下水道の布設。（「白浜のほうが先です」の声あり）それで、それをちゃんと教えてほしいのと。

消火器については、今、話して聞いていたら、全般にわたっているんですけど、施設によっては、順次、3カ年で更新していると、役場庁舎でも。役場庁舎を一遍に取りかえるのではなくて、3カ年で取りかえるというような方向なのか、それとも先の500本ぐらい、24年、23年で450本ぐらいの本数をやっているのと、今年度やるのと、こういう役場みたいに大きいところは、1階はやったけれど、2階やっていないからとか、そういうやり方でやってきているのか、そのあたりはどうなんですか。

- 委員長（佐藤委員）　建設課長。

- 建設課長（高谷課長）　1点目の、どちらが先に下水の供用になっているかと申しますと、白浜団地のほうが先になってございます。

それから、2点目でございますが、先ほども申し上げましたけども、やはり子供たちのいる施設だとか、いろいろな状況の中で、各施設を年度ごとに優先順位を決めてやってきております。ことしが最終年度でございますが、10年を経過した消火器が対象になっ

ておりまして、その施設施設で更新していたり、していなかったりというものがござい
ますんで、基本的には、各施設の優先順位でございますが、経過年数のたっているもの
も含めますと、去年とことしでA施設をやっている場合もありますし、全体的に、新築
されている、一緒の部分につきましては、同じ施設で単年度でやられている施設もござ
います。

以上でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、給食センターなんかは教育費のほうに出てくるのかな、それと
もこちらで予算づけをしているんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 当然、経過年数10年ということですので、それは教育委員会の
ほうで施設をつくられたときに設置をしております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 あそこに最近ですよ、白浜のほうに、それはもう教育費のほうで予算見て
いるんですか、それとも今後発生するということなんですか、受益者負担金が。

●委員長（佐藤委員） 休憩します。

午後 4 時57分休憩

午後 5 時01分再開

●委員長（佐藤委員） 再開します。

水道課長。

●水道課長（常谷課長） 私のほうから整理してお話しします。

供用開始が20年度から受益者負担金が発生してしまして、既に24年度で負担は終わっ
ているということで、最初は、教育財産で、24年度だけ町の財産として支払いいただい
ているということで。とにかく25年度予算では計上はないと、もう済んでいるというこ
とでございます。供用開始してから、20、21、22、23、24年度まで受益者負担金が発生
していましたが、それで完了しているということです。ですから、25年度予算では
どこの計上もない。給食センターのあの土地はもうないということです。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

- 谷口委員 給食センターができる前は役場の職員住宅でしたよね、あの場所は。役場の職員住宅だったでしょう。それで、役場の職員住宅のときは水洗化されていたんですか。それで、給食センターの建物は、何年からつくり始めて、こっちの財産からそっちの財産に移っているわけでしょう。その手続はきちんと教えてください。給食センターは最近動き始めているように私は思うんですが、そんなに相当長くから給食センターがあったと思えないんです。

- 委員長（佐藤委員） 休憩します。

午後 5 時03分休憩

午後 5 時04分再開

- 委員長（佐藤委員） 再開します。
水道課長。

- 水道課長（常谷課長） 申しわけございません。私、逆を言ってしまいまして、20年から23年までは、町の職員住宅、その後、給食センターができましたので、20年から23年度までは町の財産として、町で受益者をして、24年度、教育関係の予算で負担していただいております。

- 委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

- 谷口委員 そうすると、まだ町の財産のときは、そのとき給食センターをつくろうという計画になっていたのかどうか、初めのうちわかりませんが、通るから、それは、町有施設があるから受益者負担金を町は率先して払ったということなんですか。住宅があったわけでしょう。そこに水洗化工事をしたわけではないんでしょう。（「受益者負担金の趣旨の説明しないと、話が何だか……」の声あり）いやいや、趣旨はわかる。

- 委員長（佐藤委員） 水道課長。

- 水道課長（常谷課長） 予算の持つ先が変わっただけで、受益者負担金は、供用開始してから5年間に分けて納めていただく。20年から23年度までは、町の担当課でいえば建設課、24年度だけ教育委員会になったということで、予算の持つところが変わっただけで、何ら変わってはいない。（「納めてあるということですね」の声あり）そうです。

（「わかりました」の声あり）

- 委員長（佐藤委員） 本日の会議はこの程度にとどめ、あす10時から審査を行いたいと

思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。

本日の委員会は、これにて閉会し、あす10時から委員会を再開いたします。

終わります。

午後 5 時07分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 2 5 年 3 月 1 3 日

平成25年度各会計予算審査特別委員会

委 員 長

副委員長